

## 議 事 日 程 第 3 号

令和3年9月6日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程第3号と同じ

---

### 出欠議員氏名

出席議員（23名）

|      |   |   |   |   |    |      |   |    |   |    |    |
|------|---|---|---|---|----|------|---|----|---|----|----|
| 1 番  | 鳥 | 海 | 隆 | 太 | 議員 | 2 番  | 成 | 澤  | 和 | 音  | 議員 |
| 4 番  | 古 | 山 | 悠 | 生 | 議員 | 5 番  | 井 | 上  | 由 | 紀雄 | 議員 |
| 6 番  | 小 | 島 |   | 一 | 議員 | 7 番  | 小 | 久保 | 広 | 信  | 議員 |
| 8 番  | 影 | 澤 | 政 | 夫 | 議員 | 9 番  | 高 | 橋  | 英 | 夫  | 議員 |
| 10 番 | 高 | 橋 |   | 壽 | 議員 | 11 番 | 堤 |    | 郁 | 雄  | 議員 |
| 12 番 | 関 | 谷 | 幸 | 子 | 議員 | 13 番 | 遠 | 藤  | 正 | 人  | 議員 |
| 14 番 | 山 | 村 |   | 明 | 議員 | 15 番 | 山 | 田  | 富 | 佐子 | 議員 |
| 16 番 | 佐 | 藤 | 弘 | 司 | 議員 | 17 番 | 太 | 田  | 克 | 典  | 議員 |
| 18 番 | 我 | 妻 | 徳 | 雄 | 議員 | 19 番 | 島 | 貫  | 宏 | 幸  | 議員 |
| 20 番 | 木 | 村 | 芳 | 浩 | 議員 | 21 番 | 相 | 田  | 克 | 平  | 議員 |
| 22 番 | 工 | 藤 | 正 | 雄 | 議員 | 23 番 | 中 | 村  | 圭 | 介  | 議員 |
| 24 番 | 島 | 軒 | 純 | 一 | 議員 |      |   |    |   |    |    |

欠席議員（1名）

3 番 齋 藤 千 恵 子 議員

---

#### 出席要求による出席者職氏名

|                  |         |                      |         |
|------------------|---------|----------------------|---------|
| 市 長              | 中 川 勝   | 副 市 長                | 大河原 真 樹 |
| 総 務 部 長          | 後 藤 利 明 | 企画調整部長               | 遠 藤 直 樹 |
| 市民環境部長           | 安 部 道 夫 | 健康福祉部長               | 山 口 恵美子 |
| 産 業 部 長          | 安 部 晃 市 | 建 設 部 長              | 吉 田 晋 平 |
| 会 計 管 理 者        | 小 関 浩   | 上下水道部長               | 高 橋 伸 一 |
| 病院事業管理者          | 渡 邊 孝 男 | 市 立 病 院<br>事 務 局 長   | 渡 辺 勅 孝 |
| 総 務 課 長          | 高 橋 貞 義 | 財 政 課 長              | 土 田 淳   |
| 政策企画課長           | 伊 藤 昌 明 | 教 育 長                | 土 屋 宏   |
| 教育管理部長           | 森 谷 幸 彦 | 教育指導部長               | 山 口 玲 子 |
| 選挙管理委員会<br>委 員 長 | 玉 橋 博 幸 | 選挙管理委員会<br>事 務 局 長   | 佐 藤 幸 助 |
| 代表監査委員           | 志 賀 秀 樹 | 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長 | 片 桐 茂   |
| 農業委員会会長          | 伊 藤 精 司 | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 宍 戸 徹 朗 |

#### 出席した事務局職員職氏名

|                        |         |           |         |
|------------------------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長                | 三 原 幸 夫 | 事 務 局 次 長 | 細 谷 晃   |
| 副 主 幹 兼<br>議 事 調 査 主 査 | 渡 部 真 也 | 総 務 主 査   | 澁 江 嘉 恵 |
| 主 任                    | 曾 根 浩 司 |           |         |

午前 9時59分 開 議

○相田克平議長 おはようございます。  
ただいまの出席議員23名であります。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の会議は議事日程第3号により進めます。

.....

## 日程第1 一般質問

○相田克平議長 日程第1、一般質問を行います。  
順次発言を許可いたします。  
一つ、収蔵資料の活用について外2点、13番遠藤正人議員。  
〔13番遠藤正人議員登壇〕（拍手）  
○13番（遠藤正人議員） 皆様、おはようございます。

会派櫻田門の遠藤正人です。2日目のトップバッターになりますが、よろしく願いいたします。  
さて、質問に入る前に少し前置きの話をさせていただきます。

つい先週ですが、9月1日のニュースで、2024年度から流通が始まる新しい1万円札の印刷が始まったと報道がありました。肖像画には近代日本経済の父と呼ばれ、明治から昭和にかけて産業界をリードした渋沢栄一が描かれています。

このたび、偽造防止のために20年ぶりに刷新された新札では、最先端の技術が使われているほか、海外の紙幣を参考にして額面の数字がこれまでより大きくなっているということです。

では、この肖像画になった渋沢栄一とはどんな人物でしょう。

既にNHKの大河ドラマとして現在放映中ですから、御覧になっておられる方々も多く、今日ここで栄一の生涯の話をしてはネタばらしになりますから、本日は控えさせていただきます。

では、偉大な渋沢栄一の子孫には、栄一の活躍

後にどんな方がおられたのか私は知りたくなり、少し調べてみました。

そのことを少しだけお話しさせていただきますと、渋沢一族の間では、当初、長男篤二が栄一の後継者とされていましたが、大正2年に廃嫡されてしまうということになりました。廃嫡とは、法定の相続権を除くことです。この廃嫡の理由は明確には分かっていませんが、渋沢一族は一時、廃嫡騒動を起こし、後継者問題を抱えましたが、しかし栄一は、一族の家督争いを憂い、すぐさま廃嫡した長男の長男、すなわち孫の渋沢敬三を跡取りにするように懇願し、当時まだ18歳だった孫の敬三は、祖父のこの切実な願いを受け入れ、後継者になることを決めました。こうして渋沢栄一の迅速な立ち回りで、一族は骨肉の争いの危険を迎えずに済んだようです。

その後、孫の渋沢敬三は、渋沢家当主として、祖父の期待に応えるように学問と仕事を両立させながら実業家の道を歩んでいきました。大正15年には第一銀行、現在のみずほ銀行取締役や澁澤倉庫株式会社取締役を歴任することになりました。

祖父の栄一の死後、渋沢敬三は、昭和9年11月に日本民族学会設立、翌年の昭和10年に民族学博物館を開設、現在の国立民族学博物館であり、大阪府の万博公園内にあります。

また、太平洋戦争中は日本銀行総裁を務め、戦後は大蔵大臣に就任、孫の敬三は財界人として成功を収めながら、民俗学者としても功績を残し、祖父の思いを継承し、後進の育成にも励みました。

栄一の孫である敬三は、大正、昭和期の政財界で活躍する一方、学問に強い関心を持ち、それまた活発に活動しました。

敬三は大学生のときに自宅の物置小屋の屋根裏にアチック・ミュージアム、屋根裏の博物館と名づけた小さな博物館を設け、仲間と集めた郷土玩具や化石などを展示していました。そのアチック・ミュージアムは、やがて若手研究者の集う場

となり、人々の暮らしを明らかにするために民具や漁民資料などを収集し、地域の総合的な調査研究を行うようになり、その成果は多くの報告書、資料集として刊行されています。そして、現在でも貴重な学術資料として高い評価を受けています。

そして、敬三の業績のアチック・ミュージアムでの調査研究活動は、神奈川大学日本常民文化研究所で受け継がれました。また、多くの民具をはじめとしたアチックでのコレクションは、国立民族学博物館へ、そして収集に関わった水産資料などは、国文学研究資料館や水産総合研究センター中央水産研究所に、そしてまた彼の蔵書は流通経済大学図書館でというように、諸機関で受け継がれ活用されています。

このたびの質問に当たり、先行調査では、偉大な業績を残す先人の方々は政治経済ばかりではなく、文化芸術までも多岐にわたり造詣が深く、業績を残されたことを改めて知りました。

ですから、まちづくりの施策にも、景気浮揚策と併せて、人としての深みを醸し出すために、文化や芸術の施策の必要を感じたところであります。

少し前置きが長くなりましたが、本題の質問に入らせていただきます。

米沢市の中川勝市長は、今年の5月21日の記者会見では、米沢市が内閣府が公募していた今年度の「SDGs未来都市」の一つに選ばれ、オンラインで認定式の授与式があったと発表されました。県内では、飯豊町、鶴岡市に次いで3番目であるとのことでした。

その記者会見上、中川勝市長は、「米沢は歴史や文化などの地域資源が多いまち。それらを磨き上げて持続可能なまちづくりに取り組んでいきたい」と、力強く発信をなされておられました。私は大変すばらしいことと感激いたしました。

このたびは、地域の資源に関連した質問になりますから、どうかよろしくお願いいたします。

さて、このたびは大きく3点についての質問があります。

1つは、市が保有する収蔵資料の活用について、2つ目には、市立米沢図書館の充実について、そして3つ目には、公有財産の処分について質問させていただきます。

本市には、官民が所有する優れた収蔵資料があります。特に国宝や重要文化財級の品々は、上杉文化振興財団が管理する上杉博物館の伝国の杜におきましても、時折、特別展として広く市民や本市に来られて観光をなされる方々に公開をしておりますが、このたびの質問は、市民がもっと市有所蔵品を身近に感じるような施策や活用がないかと考え、収蔵資料などを市内公共施設を利用して巡回展示等はできないか、お尋ねします。

現在の市立米沢図書館のナセBAでは、入り口からの通路といいますかエントランスや、階段踊り場を活用しての本市にゆかりのある芸術家の作品や、米沢にゆかりのある歴史などの展示がなされています。そこで、市役所庁舎やすこやかセンター、各地区コミセン、また、ナセBAの喫茶予定の空きスペースや体験室を活用するなど、身近な収蔵資料や芸術品を展示公開されて充実させてはどうか、お尋ねいたします。

次に、市立米沢図書館の充実です。

全国には、いろんな工夫をした図書館があります。駅に併設した建物や立ち飲みができる図書館や、普通にはなかなか手に入らない趣味の分野の本を集めた図書館などがあります。

ここでお聞きします。

他の自治体と違った専門分野の図書をそろえてはどうか。具体的には、本市にゆかりのある方の書物や研究資料の書籍、また、上杉鷹山公や置賜地方の歴史文化、そして米沢の歴史や文化の研究の専門書など、公立図書館とは少し違った専門的な分野の図書をそろえ、図書館のさらなる充実をしてはどうかと思いますが、このことについて本市のお考えをお聞きします。

また、本市にゆかりのある研究者などから寄贈書物があった場合の対応と、その活用についてもお聞きいたします。

次に、公有財産の処分等についてお尋ねいたします。

本市保有の財産を処分する場合は、一般的にどのような方法が取られていますか。また、特に本市が保有する八幡原工業団地に隣接する10ヘクタール余りにも及ぶ工業用地と緑地について、将来的にどのような活用や処分をなされるつもりか、現在のお考えをお聞かせください。

また、本市のホームページには、売却予定財産を公売しますと掲載されていますが、そのうち松が岬1丁目地内の財産や、賃貸募集をかけている通町地内の市有財産の現状はどうか、お尋ねいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私から、1の収蔵資料の活用について、及び2の市立米沢図書館の充実についての御質問についてお答えいたします。

初めに、上杉博物館の収蔵資料の活用についてですが、上杉博物館では、国宝洛中洛外図屏風、上杉家文書等の歴史資料をはじめ、米沢市出身の画家、彫刻家などのゆかりのある美術工芸品、約3万9,000点を収蔵しております。

これらの収蔵資料については、上杉博物館の展示事業で使用しているほか、県内外の博物館等から展示事業関連で使用するための貸出依頼に応じ活用されているところです。

また、資料掲載申請により、歴史系のテレビ番組やポスター、パンフレット制作等でデータ化した画像が使用されていることもあります。

このほか、主に絵画になりますが、小中学校を含む公共施設への郷土出身作家の作品の貸出展示を行っています。郷土出身作家作品の貸出展示については平成18年度から始めていますが、その

きっかけとなったのは市内の小中学校や公共施設に郷土出身作家の作品が点在していたことがありました。これらの作品は各施設に贈られた寄贈作品ですが、中には、本市における美術史上重要な位置を占める作家の作品もあり、長期保存に当たり整備された環境で保管することが望ましく、長期的に見た場合、活用効果が上がるものも多かったことから、教育委員会文化課で美術品保管に関する指針を作成し、博物館資料として一括管理していくこととし、それ以降、これらの作品の寄贈を受けた学校や公共施設を中心に貸出展示を始めたものです。

それぞれの施設の設置スペースや環境の違いもあるため、一、二点、多くても5点以内での貸出しですが、これまで15年間続けており、興譲小学校、上郷小学校、松川小学校の3つの小学校と市庁舎の4か所のみでの展示ですが、今後も可能な限り継続していきたいと考えております。

また、平成28年7月からは、ナセBA1階に開設しているオープンギャラリーにおいても博物館資料を展示しています。オープンギャラリーの展示は、ほかの公共施設への貸出しとは異なり、指定管理事業として博物館収蔵資料の中でも比較的大型の作品を展示しており、年3回の展示替えを行いながら、より多くの郷土出身作家の作品を展示しています。

これまでは、サイズの大きな作品は博物館以外ではなかなか見ることができませんでしたが、オープンギャラリー開設後は、ナセBA利用者中心ではありますが、多くの市民の方々に博物館収蔵資料を御覧いただける機会は増えたものと考えております。

このようなことから、ナセBA1階で空きスペースとなっている空間と体験学習室を利用し、まちなか美術館のようなコーナーは設置できないかの御質問につきましては、貸館部分を使用してまでオープンギャラリーを拡充することは考えておりませんので御理解いただきたいと思います。

ます。

また、このオープンギャラリーについては、市民への周知が不十分なのではないかとの御指摘ですが、確かに情報発信不足も感じられますので、展示替えのタイミングに合わせて市のSNS等も活用し、多くの方々に御来館いただけるよう周知に努めてまいります。

なお、オープンギャラリーについては、図書館利用者やギャラリーの展示を見に来られた方々が気構えせずにゆったりとした気持ちで作品を見る空間にしています。芸術作品に触れる機会の創出を目的としている部分もありますので、その目的は果たしているものと考えております。

このように、博物館資料については、博物館展示以外でも市民の方の目に触れる機会を増やすような活用をしておりますが、博物館の資料だけではなく、各施設に寄贈された絵画や書などの作品に触れることは、身近なところから郷土愛を醸成することにつながると考えておりますので、今後も文化の薫り高いまちを目指し、様々な事業を推進してまいります。

次に、2の市立米沢図書館の充実についての

(1) 他の公立図書館と差別化した専門的な分野の図書を備えることについての御質問ですが、市立米沢図書館には、数多くの郷土資料が収蔵されています。林泉文庫、米沢善本などの古文書・古典籍が約4万点あり、専門の職員も配置しております。

ナセBA開館後は、郷土資料専用の調査相談カウンターや閲覧室などを設置しており、このように郷土資料を専門的に取り扱っている図書館はあまり例がなく、歴史のまち米沢の特色を生かした独自の施策であると思っております。

ナセBA開館前の市立米沢図書館においては、個別の調査相談対応が多く、収蔵資料については公開する機会が少なかったわけですが、ナセBA開館後は、収蔵資料を広く市民の方に知ってもらうため、先人顕彰コーナーを設置し、これまで公

開されてこなかった文書類や、名誉市民である伊東忠太氏などの郷土の先人についての資料を展示してきました。この先人顕彰コーナーは、博物館での展示と比較してより身近な展示となっており、気軽に足を止めて御覧いただける環境の中、資料を入れ替えながら年間6から7本の企画展示を行っており、充実した内容となっております。

郷土資料に関しては、依然として調査相談の件数が多い傾向にあり、県外からの問合せも多くありますので、ホームページを通して周知されているものと認識しています。

市立米沢図書館の郷土資料については、今後もこのような利用者のニーズに応えながら、先人顕彰コーナーの展示事業とともに、さらなる充実と情報発信に努めてまいります。

最後に、(2)の本市にゆかりのある研究者等からの寄贈書物の活用についてですが、本市にゆかりがあるかどうかにかかわらず、寄贈本についての問合せは多く寄せられております。寄贈の受入れについては、一定の基準をもって行っております。

まずは、受入れ後の活用が可能かどうかをもって判断しています。受入れ後、活用されなければ寄贈者の意にも沿うことができません。さらに、公立図書館であることから、内容に偏りのあるものなどは受け入れられないなどの制約もありますので、寄贈希望者の意向や受入れ基準などの説明をした上で、活用できることが明らかで、かつ貴重なものであれば、収蔵図書の充実につながりますので、受入れを行っております。

公共施設の空きスペースを利用し、寄贈図書の活用をしてはどうかとの御意見につきましては、受け入れた図書は図書館が責任を持って管理すべきものであり、あくまでも図書館においての活用を考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

私からは以上です。

○相田克平議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、3、公有財産の処分等についてお答えいたします。

なお、聞き取りに従って答弁させていただきます。

まず初めに、公有財産処分の一般的な方法についてでございますが、公有財産の処分は、米沢市公有財産の取得、管理及び処分に関する規則に基づき行っております。財産を売り払い、譲与または減額譲渡などで処分する場合は、処分しようとする財産の場所、数量、種類、処分の理由、評価額等を明確にした上で、市有財産処分委員会に諮り、適正な処分方法を決定し、その後、入札または随意契約により処分を行っているところでございます。

次に、米沢市所有の工業用地についてでございますが、現在の状況についてお答えいたします。

米沢八幡原中核工業団地の分譲対象面積170.3ヘクタールのうち約1.3ヘクタールを未分譲地として米沢市が所有しております。

また、米沢オフィス・アルカディアの分譲対象面積25.9ヘクタールのうち約7.6ヘクタールを未分譲地として米沢市が所有しております。

ただし、米沢市が所有する約7.6ヘクタールのうち約2.7ヘクタールは、現在貸付けをしているところでございます。

次に、米沢八幡原中核工業団地内の未造成地の経緯について御説明いたします。

米沢八幡原中核工業団地は地域振興整備公団により整備されたものであり、道路、公園、緑地等の公共施設については、地域振興整備公団から米沢市が無償で譲与を受けております。

また、御質問の未造成地の13.3ヘクタールにつきましては、周辺の緑地と一体として合計面積39.4ヘクタールを平成5年3月31日に地域振興整備公団から譲与を受けたものでございます。

なお、現在は緑地として管理を行っております。

次に、通町三丁目地内にあります土地の貸付け

について、経緯を御説明いたします。

この土地につきましては、以前、県営住宅用地として山形県に貸付けをしておりましたが、平成23年3月31日に貸付けが終了し、更地にして返還されたものであります。

その後は近隣住民等の方が駐車場として利用しており、現在は11台分の貸付けを行っているところでございます。

次に、松が岬にございます故秋山庄太郎氏のアトリエ「山粧亭」跡地の経緯について御説明いたします。

この土地につきましては、平成17年12月12日に故秋山庄太郎氏の相続人の方から、家屋を解体撤去した後に寄附を受けたものでございます。

平成19年に土地の売却の入札会を行いましたが発札には至らず、その後も予定価格の見直しをするなどして対応してきましたが、いまだ売却に至っておりません。なお、現在も引き続きホームページに掲載し、売却のお知らせをしているところでございます。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤正人議員。

○13番（遠藤正人議員） それでは、2回目の質問に入らせていただきます。順次質問させていただきます。

1番の収蔵資料の活用について、公共施設を利用して巡回展示等ができないか。壇上からは、市立米沢図書館ナセBAの喫茶予定室、今は物置のようになっていますが、あとは、今は新型コロナですから人が集まってできないから体験室1と2、そこもこの間拝見、見学させてもらったけれども、物置のように使われておりますけれども、教育長からの御答弁では3万点余りの収蔵品と。美術品というか彫刻関係だと、市の資料によると400点余りあって、年間何回かに分けてやってということで。私も上杉博物館のホームページ等、隅から隅までちょっと見せていただいて、インターネットでは写真で公開されているものがあり

ました。

例えば、これはたしか平成26年だったのか、桜井祐一先生の木彫の寒山拾得、これは一般公開されたのです。最近ちょっとそういうのが出ていなくてということ。

私が何を言いたいのかといいますと、たくさんの収蔵資料を回転させるのはなかなか大変で、比較したいので、たまたま今年の夏でしたけれども、天童市立美術館、天童市役所の近くにあって道の駅から近いところで常設展があって、そこは山形県にゆかりのある大手企業から頂いた美術品等で、常設的に飾っていらっしゃる。

あとは、ついこの間だから少し前、7月の末頃、山形市の最上義光歴史館、ここの常設展で、料金は無料でしたけれども、そういうのをやったりしてなかなかよかったわけです。

米沢にも伝国の杜という大変すばらしいものがありますけれども、国宝級、今回の資料、「狩野派 永徳とその周辺」これはとんでもない作品で、見なければ損だというようなものですから、質問が終わってから私は行きますけれども。

そういったところも大切ですが、私は身近な美術品、しかも国宝級云々というのは管理が大変なわけです。ですから、それを運んだり、万が一事故があって美術品に損傷があったり、あるいは日の当たるところにあったりすると経年劣化で大変な損害になると。そういったものはまず伝国の杜の特別展にお任せしておいて、もっと身近なブロンズ像。何かないかと思ったら、ちょうどこの市議会、市役所庁舎の4階、市議会事務局の南側のところに、桜井先生の「ネグリジェの女」なんていうのがあり、または、旧市役所議会棟の通路にもそういうものが何点かあったりなんていうことをしていて、先般ナセBAを見てきたところ、地元にもゆかりのある遠藤桑珠の絵が、相当立派なものが飾ってありました。

そういった中で、もうちょっと市民の方に身近にしてもらえるように、ですから、先ほど教育長

の御答弁の中で、オープンギャラリーのところはそういうのができないというか、市民の方に活用していただく場所だからそれは考えていないと、それはいいのですけれども、何回も入札してならなかった喫茶店予定場所とか、体験室というのはどういった体験をするか、いろいろあるかもしれませんが、そういったところはちょっと変更して場所の活用などはできないかと私は思うのですが、その点はいかがでしょう。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 ただいまは、ナセBAのいわゆる喫茶室であった部分についてという御質問かと思います。

議員の御質問のとおり、入札の結果、いまだ利用の形態は決まっておられませんけれども、今後様々な形である場所を利用すべく、指定管理者も連携を含めながら検討させていただきたいと考えておるところでございます。

美術品の展示につきましては、今議員から質問がありましたように、やはり運搬でありましたり、展示の際に、汚損あるいは損壊といったリスクを伴うものでございますので、なかなか博物館から持ち出すということは今のところは考えておりませんが、今の御提案でございますので、まずは先ほど教育長から答弁させていただきました様々な事業で活用していきたいと思っておりますけれども、今後検討させていただきたいと思っております。

○相田克平議長 遠藤正人議員。

○13番(遠藤正人議員) よろしく申し上げます。

今年の春ですけれども、たまたま行政書士会の県大会が隣町の高島町のまほら、あそこは町立の文化会館なのではないでしょうか。私がそこで受付をさせていただいたときに、ちょうど桜井祐一先生の弟子の鈴木実先生の彫刻というか、ブロンズだったか、上杉博物館のホームページにも鈴木実先生の作品なんかが載っていますけれども、それもこのブロンズにこういったアクリル板というのか、そ

ういゝのが入って、直接触れないようにちゃんとしながら、その鈴木実先生の説明が詳しく書いてあって、その鈴木実先生のお写真なんかがあって、1点あって、私も写真を撮ってきたりしたのですけれども、やはりそれは常時高島町で1点飾っていますから、常設展みたいなのところも必要ではないかと。

すなわち、先ほどの市立米沢図書館の喫茶コーナー、オープングャラリーは市民に貸していますから絶えず入替えをしいいいです。だけれども、今確定した予定がないのであれば、天童市立美術館並みとは言いません、スペースが少ないから。だけれども、そういった美術品をアクリル板に入れて説明をして、桜井祐一先生なり、ほかの方々のブロンズのもの、そんなに大きなもの、先ほど大きなものは展示していますと教育長から御答弁いただきましたけれども、大きくなくても、高さは40センチか50センチくらいですから、そういうものが何本か置けるわけです。そういったところで米沢にゆかりのある方なんていうふうにして、例えば米沢駅で降りて、歩いて住之江橋、これはすごいブロンズだなと、これは桜井祐一先生だと。それがあって、今度はずっと真つすぐ歩いていくと平和通りのところの図書館に、立派な図書館の中に常設のそういうものがあるのだなんてなると、なかなか観光においても動線になるのではないかと思いますので、今回その点は要望しておきますから、体験室1と2の活用も含めて、御検討、調査をしていただけませんか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 体験学習室につきましては、議員御質問のとおり貸館部分でありますので、現在のところ考えておりません。

なお、ナセBAの一部分を使って収蔵作品等について展示という御提案でございますが、やはり受入れの環境について、先ほど申し上げましたリスクを回避できるかどうかというところがやはり問題かと思ひますので、その辺を見極めながら、

判断、検討を進めてまいりたいと思ひます。

○相田克平議長 遠藤正人議員。

○13番（遠藤正人議員） ぜひよろしく、いい形になるように御期待申し上げますので、御検討よろしくお願ひしたいということを要望として、その点は一旦終わります。

次に、それも関連しているのですけれども、1、2、3、全部関連しているのですけれども、米沢市まちづくり総合計画後期基本計画、令和3年度から令和5年度なんていうところで、その中の49ページです。施策、自然と文化、歴史を生かす観光の振興、50ページには1の2の2、地域資源等を活用した観光基盤の整備。本市独自の歴史と文化を活用し、城下町らしいと、格調高くうたっています。これは私も期待している、私たちが共に議論しなければいけないところなのです。

そこで、先ほど壇上からも言わせていただきましたが、5月に中川勝市長がSDGsの、内閣府でこのように受けましたよと堂々と記者会見されて力強く発信されていまして、これはいいことだと思ひまして、内閣府のホームページを見ました。内閣府のホームページで、地方創生SDGs・環境未来都市構想。全国の自治体がずっとあって、その自治体が出している、公募ですから申請をした申請の内容を、うちの町はこういったところでSDGsを進めるのだ、それがほとんどと、あと、プレゼンテーションがあったわけです。私も本市のものだけはちょっと見て、ほかのものはホームページで、相当時間がかかったけれども、ほぼ全国の方のプレゼンの内容を見せていただきまして、なるほど、SDGsはこういったところで世の中をぐっと力強く動かしているものだと思ひました。

その中で、本市のプレゼンテーションの資料からなののですけれども、SDGsの先駆者、上杉鷹山公の教えを未来へ。

2ページに、米沢市の歴史背景、江戸時代にSDGs政策を推進した米沢藩主上杉鷹山の精神

を受け継ぎなどとありまして、米沢織、かてもの、草木塔、そして4ページには、上杉鷹山公の「なせばなる なさねばならぬ」の文言の後に、その精神で、米沢らしいあるべき姿を目指す。人口減少や少子高齢化といった課題の中、ここなのです。③「草木塔」などの本市独自の精神文化を基軸にSDGsを実装する環境教育先進都市。そういった中で草木塔の思想とか、あとは行屋とかそういった感じのものも関連して、かなり緻密にできたプレゼンテーションの資料だと思いました。

そうしますと、ではこの資料を全国に発信したら、米沢に、私も時々使わせていただいている郷土資料調査相談カウンターに行ってみますけれども、これに特化といいますか、もうちょっとそれに関連する資料があってもいいのではないかなと思うわけです。

たまたまなのですけれども、たまたまというか、私は壇上から、渋沢栄一のお孫さんの渋沢敬三のお話、私もなかなかちょっと、そういうのが苦手なもので調べたら、多少というかなんか勉強になったのですけれども、日本の民俗学の最初、しかも日銀総裁です、大蔵大臣です。そういった方が政治家、財界人になりながら文化芸術にも深いと。そこをお話し申し上げましたけれども、最初の常民文化の研究所、これは正確に言わなければいけませんけれども、先ほど言いましたけれども、その常民文化の研究所の所長さんの初代が渋沢敬三で、8月上旬でしたけれども、もう過去50年間、ついこの間まで米沢市、特に農村田園地帯といいますか、私も広幡在住の議員からも教えていただきましたけれども、広幡地区の信仰といいますか、神社のこと、地区のことを長年研究された御本人、あとは財団、あとは過去に議会にも出ていますから名前を言わせていただきますけれども、農村文化研究所の所長で神奈川大学名誉教授の佐野賢治先生が、8月上旬、米沢市に表敬訪問をされています。そのときに市長も副市長もお会いになって、部長さん方々もお会いになっています。私も

そういった先生が、どういった先生かということ、すごい方だということが分かりましたけれども、いろいろ見ると文化庁の審議委員のメンバーになっていらっしゃる方で、桁が違うわけです。ただ、私は民間のテレビに出た学者さんくらいしか知りませんから。そうしたら、このクラスの先生は国営放送であるNHKワールド何かに出ていて、それで発信されていると。たまたま、余計なことですけれども、俳優の方々のそういうところで米沢の地の田園のところ取材したニュースを、日本でなくて世界中に発信された。そのDVDをコピーしたものを山形県に農村文化研究所の所長さんが寄贈されたら、山形県がすぐさまつや姫のCMにこの役者を使われたと。県は早いと思って、NHKワールドニュースをこの間改めて見ましたけれども、やはり専門家の方から少し知恵をいただいて、もっと深みのあるSDGsを今後しなければいけないと思います。

そういった点で、先ほど壇上からの質問に対する回答で、書物の寄贈については一定の基準、活用、受入れ基準があります。その受入れ基準を教えてください。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 受入れの基準ということではよろしかったでしょうか。（「はい」の声あり）

市立米沢図書館におきます寄贈の受入れでございしますが、4項目ほど条件を設けております。

1つは、原則として過去3年以内に出版されたもので、図書館に所蔵が今ないもの。あとこの1つ目の条件には該当しませんが、リクエストが多いため受入れが必要なもの。3つ目が、米沢市置賜地域に関する郷土資料。4つ目が行政関係資料でございます。この4つであります。

以上です。

○相田克平議長 遠藤正人議員。

○13番（遠藤正人議員） そうすると、例えばその本に置賜とか米沢というそういう言葉が出てこない資料にならないということですか。お尋

ねします。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 今回の御質問は、本のタイトルもしくは中身ということになると思いますけれども、必ずしも米沢市、置賜地域という言葉が入らなければならないということはないと思います。

○相田克平議長 遠藤正人議員。

○13番（遠藤正人議員） そうですよね。それが入らないと受入れしなかったらとんでもない話ですから。学術研究上問題ありと、逆に自治体に突き上げを食らいますね。そんなことはないと思います。

話がそれますけれども、米沢の明治の歴史でというか置賜の歴史で、ある女性が置賜に来たらここは理想郷というか、イザベラ・バードが来られてすごくいいところだとおっしゃったと。イザベラ・バードがそのくらい知っていたかという、いろいろ地元の出版社のデジタルウェブなんかを見せていただくと、その資料によりますと、米沢牛を広めたチャールズ・ヘンリー・ダラスが米沢で教鞭を取って、横浜に帰られてから、それから交流があった。書物を出版して、それを読んだイザベラ・バードが、では山形県にも行ってみようかと。いいところだよという、そんなところでしたなんて載っていたわけですから、この少し前の、100年、200年前からの資料からすると、やっぱりそういうのは丁寧に扱っていかなければいけないと思いますので、ぜひこれは要望になりますけれども、今後そういうゆかりのある先生や、学術、ここで大変失礼なことを言いますと、職員の方が見て分かるものではないです。専門家の方がこれだという場合もございますので、ある意味そういったところは深読みしていただく。精査するときは、名前がないからこれは要らないよなんということはないでいただきたい。

何でこれを言うかといいますと、過去に板谷小学校解体のときの収蔵資料、あれは危うく千代田クリーンセンターで全部燃やされるところでし

た。それを農村文化研究所の所長さんが、こんな収蔵資料を市が保管しないでどうするんだと。ところが市のほうでは、これは廃棄処分ですと、千代田クリーンセンターですと。それだったら、うちの財団でそれを一旦頂くと。書面申請でそういう受領をしているはずですけども、おもらいして、その資料をこの間私、総務文教常任委員会で田沢コミセンにも行きましたけれども、そこにも写真ありましたけれども、木流しの関係や、その当時の大きい立派なのこぎりとか、ほかの自治体ではそういったのも活用して民族の博物館をしているところがある。そういったものを要らないという、こういう事実があったわけです。それに対して農村文化研究所の所長は怒り、何てこの文化とかそういったところに造詣がないんだ、この本市は、こんなのではいけないと。ただ、このたび中川勝市長がSDGsでその精神をしっかりと受け継いで活用していきたいと、大きく方向転換をされましたのでそれ以上申し上げませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、公有財産の処分についてお聞きます。

通町3丁目の物件、これは県営住宅の跡地ですから、相当広いわけです。こういったところは、先ほど11台分貸しているということですけども、まちづくりの観点から、市はこの活用等の計画等が今何かありましたか。お尋ねします。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 現時点ではございません。

○相田克平議長 遠藤正人議員。

○13番（遠藤正人議員） それでは、松が岬1丁目の旧秋山庄太郎先生の別邸、別荘といいますか、先ほどの御回答では、家屋の解体後、受入れしています。そのとき、たしか全て建物と土地を寄附したいと。ところが、市が建物は要らないですと。維持費がかかるから要らないですということで、解体後でないと頂きませんという経過があったということをお聞きしていますが、それは事実でしょうか。御存じですか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 その事実については、私はまだ確認しておりませんので、この場ではお答えしかねるところでございます。

○相田克平議長 遠藤正人議員。

○13番（遠藤正人議員） 私はその当時の総務部の部長、その後副市長になった方に直接お尋ねしました。

やっぱり行政財産、普通財産の維持は大変だから、そういった建物つきの物件の維持は当然公共施設として残すのも大変だから受入れできなかった、財政的な問題があったからなんて聞いておりますが、要するに過去のことは言いません。未来志向で行きましょう。

福島市は、秋山庄太郎先生を高く評価されている。何でか。それは、花見山の公園を秋山庄太郎先生のおかげで世に写真として広めていただいたから。だから、米沢市もそうですけれども、福島市も秋山庄太郎先生の写真展なんかをなされたようです。そういったことは、文化行政担当の方は御存じでしょうか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 福島市の件については承知しておりませんでした。

○相田克平議長 遠藤正人議員。

○13番（遠藤正人議員） 見ますと、福島市では花の写真館と言っているのです。福島の有形文化財にも指定されている建物で、民間の試験所の社屋を今年の令和3年5月29日、リニューアルオープンしましたなんていうことで、中に行くと——まだ私は行っていませんけれども——福島市をインターネットで見ると限りでは、しっかりと写真の展示、花見山、コロナで行けませんから、そういったことで福島の観光とか、これを盛り上げているわけですから、少し参考にされたほうがよろしいかと思います。

そこで、私なんかは、秋山庄太郎先生の建物があれば、もっと有効にできたのではないかという

すごい思いがあるわけです。しゃくし定規とは言いません。市の財政も大切だし、それを立て直した現市長も御苦労があったし、なかなかその当時はできなかったのかもしれませんが、やっぱり秋山庄太郎先生の別邸を解体せずに受入れすべきでなかったかと。それは何のことはない、私はあそこの町内に前住んでいましたから、あそこの建物がどういう建物で貴重なのかということを知っているから、やっぱり力強くなるということでもあります。

そのことをお伝えしますので、今後ゆかりのある方の書物とか、あるいはそういった歴史の財産、さびたのこぎりだからこれは使い物にならないから清掃事業所で廃棄だなんていう短絡的な発想は絶対にやめていただきたい。本市においては、職員はSDGsを成功させるために内閣府に職員を派遣したり、文化庁にも職員を派遣しているわけです。そういった有能な職員がいらっしゃるわけだから、しっかりと目利きをしてもらって対応していただきたいと思います。

それで、八幡原の隣地の緑地についてです。今は緑地としてありますと言いますが、先般あるいはその前、かなり前から私はそのことを市の管財、財産担当課へ行ったところ、数ヘクタールあると。実際、そこはもうやぶになっていて、あのときは担当課長は、では売却したらどうかと言ったら、うんと。平米100円にもならない土地なんだよと。

だけれども、何がボトルネックなのかとお聞きしたら、売却に係る測量の代金とか、そういうのに数千万円かかるというお話を聞いたわけです。今回の9月定例会でも、民間会社に土地を貸すとか云々でやっていますけれども、これは契約によって買受けする企業が、大手の会社であれば自分のところで測量して、そしてちゃんと測量していくを打って、米沢市に境界をはっきりしますからなんていう場合があれば、これは譲渡可能、処分可能だと思いますが、そのことについて本市のお

考えをお聞かせください。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 法定外公共物、例えば道官地あるいは水官地の場合でありますけれども、これを売っていただきたいということで申請を行う場合ににつきましては、申請者側が土地を計測して、土地の分筆登記など資料作成をしていただいた上で市に申請をいただいている経過がありますので、仮に八幡原の未分譲地についてであります、処分する側が測量を行っていくことも可能かと思っております。ただ、相当多額の費用がかかるだろうと思っております。

○相田克平議長 遠藤正人議員。

○13番（遠藤正人議員） ぜひそういう話、民間からの申出等があれば、丁寧な対応で今後相談を受けていただきたいのです。間違っても秋山庄太郎先生の御遺族から、これは壊さないと頂けませんなどというそういった誤解を受けるような話は決してあってはいけません。十分、基準だからではなくて、そこのところを変更してもいい活用があるようにと。

この間——全然違いますが——残念ながら新型コロナのクラスターが出たというところで隣の旧ゴルフ場、スキー場のところ、あそこも再生エネルギーで相当、何十億ということをやっていますけれども、そういったところで活用したいのだと、当然そういう工業用地、米沢市の場合は工業用地になっていますから、ぜひそういった活用ができればという声があるわけです。だからそれが緑地で測量の費用がかかって、だから、自分の都合だけを考えるとこれは話が進みませんから、ぜひ相手の話を聞いて交渉して、そういった契約でがっちり間違いないようにしていただきたいということをお願いします。

最後になりますけれども、先般、8月上旬、佐野先生が本市に表敬されて、市長、副市長とお会いなさって、市長が大変いい、感激された感想を述べていらっしゃいましたし、あと5月のSDG

s 未来都市に認定を受けたことを市長が大変力強く発信されていまして、最後に市長からそういった歴史とか文化を生かしたまちづくりはどうあるべきか、所見をお持ちであればお答えいただければ幸いです。

○相田克平議長 中川市長。

○中川 勝市長 本市においても、議員お述べのように、歴史的な文化的な遺産は本当に他自治体から見ても私は多いところだと思っておりますし、またそれを自負もしております。

そういった中であって、いろんなそういった過去の歴史的なものが日本遺産として認定をいただいているわけでありまして。そういった数も相当あると。そういったものというのは、単に一朝一夕でつくられたものではありません。歴史の経過をたどりながら米沢市の先人が築き上げてきたものと。これを、今回のSDGs、鷹山公とひもづけをしているわけでありましてけれども、こういったものをしっかりと我々は共有しているのだというまず認識に立たなければならないと思っております。

そういった面においては、本当に今後、例えば草木塔一つ取っても、形としてもありますけれども、草木塔が醸し出す、築きつくりされた、そうした精神文化というものをしっかりとこれからの子供たちにどのように残していくか、また伝えていくかということも大きな課題だと思っております。

我が国、社会は、もうSociety5.0と言われていくように、狩猟社会、農耕社会から移ってまいりました。そういった中において、この米沢もその歴史文化の中にありますので、そういったものをもっともっとしっかりと、そしてもう一言話をさせていただきますと、山形県は元アメリカ大使のライシャワー博士が申ししておりますけれども、日本のもう一つの日本だということも言っております。それは、精神文化が物すごく息づいている地域だと、このように思っておりますので、そう

いったものを今度は持続可能なまちづくりの中で、そして子供たちにしっかりと伝えていく必要があると。そういったことも捉えながらSDGsを推進していきたいと、このように考えています。

○相田克平議長 以上で13番遠藤正人議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時09分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、学校給食におけるアレルギー対策について外2点、17番太田克典議員。

〔17番太田克典議員登壇〕（拍手）

○17番（太田克典議員） 皆さん、おはようございます。市民平和クラブの太田克典です。

まずもって傍聴においでくださいました皆様に、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

初当選以来17回目の一般質問となりました。今回は3項目を取り上げました。

1点目は、学校給食におけるアレルギー対策についてお聞きします。

学校給食におけるアレルギー対策について、教育長はさきの6月定例会で、「小学校で実施しているものと同程度の除去食の提供を中学校でも実施することができるように取り組む」と答弁しています。さらに、この9月定例会における先日の影澤議員に対する答弁では、新たに共同調理方式を採用することにより、現行と同様の水準を確保しつつ、施設・設備への工夫や、指導体制の見直し等により、さらによりきめ細やかな対応が可能となると答弁しています。

そこで、小学校で実施しているアレルギー対策の具体的な内容、そして共同調理（センター）方

式でそれが可能なのか、改めて伺います。

まず、本市の学校給食で現在実施されているアレルギー対策について、実際にどのような対策が実施されて給食が提供されているのか。

例えば、対応している食材は何種類あるのか、盛りつけや配膳はどのように行われているのか、調理師や栄養士の役割はどうなっているか、保護者とのやり取りはどのようになされているか、食材の納入者との関わりはどうなっているか、内容を具体的にお知らせください。

次に、現在実施されているアレルギー対策が施された給食の提供が、共同調理（センター）方式でも可能なのかどうか、改めて認識をお聞きかせください。

2点目は、デジタル改革関連法が成立したことにより、本市の市民生活にどのような影響が生じるか。また、それに対する対策をどのように考えているかお聞きします。

市民生活のデジタル化に関わる60本以上の法律で構成されるいわゆる「デジタル改革関連法」が本年5月に成立し、9月1日に施行されました。先日来、デジタル庁設置に関わる報道がなされていますが、それもこの法律によるものと理解しています。私たちはそうした報道ばかりに目が行きがちですが、中には地方自治体に大いに関係のある重要なものが含まれています。

そこで伺います。

地方自治体情報システムの標準化あるいは共同化に関して、そして個人情報保護、これはプライバシー保護と言い換えてもいいと思いますが、その2点に関して、本市市民への影響と対策についてお知らせください。

3点目は、上水道、簡易水道、そして小規模水道と、その供給地域の広さや対象となる人数に応じて水の供給体制が異なっています。

このうち最も規模の小さな小規模水道について、先日当事者である市民の方から現地を案内していただき、実情や意見をお聞きする機会を得まし

た。そして、人口減少が地域住民に深刻な影響を及ぼしつつあると感じました。

そこで改めて伺います。

人口減少が進む中で、市当局では小規模水道の現状をどう捉え、課題をどう認識しているでしょうか。

また、施設や設備の老朽化対策・修繕について、費用補助の内容は十分でしょうか。見直すべき点はないでしょうか。当局の考えをお知らせください。

以上、演壇からの質問といたします。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、1の学校給食におけるアレルギー対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、(1)アレルギー対策として、具体的にどのように給食が提供されているかについてですが、本市において、学校や調理場における食物アレルギー対応は、平成25年9月に作成された学校給食における食物アレルギー対応の手引き、及び平成27年3月文部科学省発行の学校給食における食物アレルギー対応指針に沿って進めております。

食物アレルギー対応で最優先すべきことは、安全性です。そのために、該当児童生徒の情報を正確に把握することが必要になりますので、保護者との連携を密にし、対応が必要な児童生徒については、医師の作成する学校生活管理指導表を原則として毎年提出していただいております。

食物アレルギー対応の流れにつきましては、新1年生分は、就学時健康診断の際に、児童に関する調査票を提出していただき、食物アレルギーを有する児童の保護者を対象に個別相談の場を設け、聞き取り調査を行っております。その後、関係職員により対応を決定し、食物アレルギー個人調査票を作成し、決定された対応により給食が実施されます。

また、進級時は児童に関する調査票を提出いただくほか、新たに対応が必要になった方、前年度の内容から変更があった場合、年度途中で対応に変更があった場合など、保護者に聞き取りを行い、対応を決定し、食物アレルギー個人調査票を作成します。

中学校に進学時は、小学校から申し送りのあった食物アレルギー個人票と食物アレルギー指示書の確認を行い、対応を検討するなど、できる限り保護者との連携を密にすることで、事故が起らないよう努めております。

食物アレルギー対応に係る職員の役割に関しましては、養護教諭は、食物アレルギーを持つ児童生徒の情報収集と校内での情報共有、親子給食関連校への情報提供を中心となっており、栄養教諭、学校栄養士、給食主任は、対応が必要な児童について対応食を検討し、対応食用の献立表を作成し、保護者と連携、調整を行います。

また、調理師は、栄養教諭等の指示の下、調理上の具体的な手順等を確認し、混入や誤食のないよう万全の準備を行っております。

なお、管理職や学級担任の役割も手引に明記し、多くの職員が複数の目で分かるような体制を整え、組織的な対応に努めております。

本市においては、アレルギー除去対応食材の品目を定めておりませんが、各学校の状況に応じ、安全性を最優先に考え、卵や乳製品、果物など、調理過程において取り分けることが可能な範囲で、アレルギー除去食を提供しております。

続きまして、(2)共同調理方式で提供されるアレルギー対応食は、具体的にどのようなものになるのかについてお答えいたします。

共同調理場における食物アレルギー対応につきましては、現在、近隣の事例等の研究を進めている段階であります。

統合中学校の給食開始までに、さきにお話しいたしました小学校の食物アレルギー対応の流れに基づき、中学校版のマニュアルを策定すると

もに、食に対する自己管理能力を育て、全ての生徒が給食の時間を安全に過ごすことができ、小学校から中学校まで一貫して適切に、生徒や保護者に寄り添った食物アレルギー対応ができるよう、保護者・学校・共同調理場等の関係者が相互に連携し、当事者としての意識と共通認識を強く持ち、組織的に対応していく管理体制を構築していきたいと考えております。

また、共同調理場にアレルギー対応専用室を設置し、アレルゲンが混入しない施設の整備や、調理過程におけるアレルゲンの混入リスクを極力排除する体制づくりを進めるとともに、対象品目をはじめ、実情に合わせた対応を検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、2、デジタル改革関連法が成立したことにより、本市の市民生活にどのような影響が生じるか。また、その対策をどのように考えているかのうち、（1）地方自治体情報システムの標準化に関してはどうかについてお答えいたします。

初めに、現行システムの状況について申し上げます。

住民記録や税、福祉など様々な業務で使用する、いわゆる基幹系システムにつきましては、大手のシステムメーカーがそれぞれ独自の仕様に基づきソフトを開発しており、さらに、各自治体においては、事務の効率化や独自の施策に対応するため、一般的にカスタマイズと呼ばれているソフトの改良、修正を加えて運用しているケースが多いものと思っております。

このため、法改正などのシステム改修時には、各システムメーカーが法改正の内容を踏まえて、それぞれソフトを改修するだけでなく、カスタマイズした部分においても追加の修正が必要となり、システムの維持管理に多額の費用を要してい

る状況にあります。本市においても、同様な状況でございます。

国では、デジタル化に向けた政策を推し進めるため、デジタル改革関連法を制定し、その中の一つ、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律では、自治体がそれぞれ運用している基幹系システムを全国全ての自治体において、標準化・共通化していくこととしております。

これにより自治体がこれまで個別に対応していたシステム改修等の負担が軽減されるほか、業務プロセスも標準化されることにより、本市でも今年度から導入予定であるパソコン上の定型業務の自動化を行うRPAも活用しやすくなるものと考えられます。

また、住民や企業の利便性向上に関しては、申請様式等の統一化やマイナンバーカードを利用したオンライン申請の標準化などが考えられているようですが、具体的にどのようなようになっていくかは、現段階では明確に示されておられません。

標準化・共通化については、国が示すスケジュールの中では、令和7年度までに実施する必要があることから、今後、庁内における関係部署とシステムの標準化に向けた推進体制を構築し、着実に推進していきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○相田克平議長 後藤総務部長。

〔後藤利明総務部長登壇〕

○後藤利明総務部長 私からは、デジタル改革関連法の成立によって、本市の個人情報保護にどのような影響が生じるか、また、その対策についてお答えいたします。

まず、本市の個人情報保護に与える影響ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、これまで国、地方公共団体、民間企業など個人情報を保有する主体ごとに法律や条例を適用して取り扱っていたものが、個人情報の保護に関する法律に一元化されることとなります。

特に地方公共団体は、団体ごとに個人情報保護条例が異なる現状ですので、国全体の統一的なルールに沿って運用していくスタイルに変わること、個人情報保護の取扱いが標準化されてくると考えられます。

一方で、法律の範囲内で条例を規定することになりますので、これまで地域の事情に応じて行っていた地方公共団体独自の運用が許容されない場合が出てくると考えられます。具体的に条例で規定する範囲といたしましては、地域の特性やその他の事情に応じて差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する要配慮個人情報の規定、審査請求などの事務手続に関する規定、手数料の設定といったものに限られ、その他の基本的な部分は法律に沿って運用していくことになります。

このため、本市がこれまで条例に基づき独自に運用してきたものが国のガイドライン等で示される運用に変わります。例えば、現在、個人情報の開示請求は、原則として本人限定ですが、今後は任意代理人による請求も可能となります。また、現行の条例では、通信回線を通じた電子計算機の結合による個人情報の提供、いわゆるオンライン結合につきましては、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聞かなければなりません、このたびの法改正の趣旨である個人情報の適切な保護とデータ流通の両立を実現するため、今後は国のガイドライン等にのっとり運用になります。

令和4年春には、国のガイドライン等が示される予定ですので、それを踏まえながら十分検討を行い、条例の改正や市民への周知を行い、関係機関とも連携し、引き続き個人情報保護の推進に努めていきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

〔安部道夫市民環境部長登壇〕

○安部道夫市民環境部長 私からは、3、本市における小規模水道について、人口減少が進む中で現

状をどのように捉え、課題をどう認識しているかについてお答えいたします。

初めに、（１）現状をどのように捉えているかについてですが、小規模水道は、山形県小規模水道条例により、給水人口50人以上のもの、または学校等に布設するもので、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であり、水道法の適用を受けるものを除くと規定されております。

本市に存在する小規模水道は、民営による小規模水道組合が11ございます。これを給水人口規模で見ると令和2年3月末現在での県の資料では、最少が28人、最大が70人であり、11組合の給水人口の合計は495人となっております。平成21年度の給水人口の合計は648人であったことから、10年で153人、約24%の減少となっております。

また、水源種別では、浅井戸によるものが8施設、湧き水が2施設、伏流水が1施設となっております。

水道施設はその大小を問わず、そこに生活する市民にとって必要不可欠なライフラインであります。小規模水道には、山形県小規模水道条例により、年1回以上の水質検査の実施が義務づけられており、置賜保健所が毎年行う施設の立入調査には本市も同行するなど、県、市、地域が連携して小規模水道施設の衛生管理に関する指導、確認を行い、適正管理に努めているところです。

なお、市内の小規模水道施設におきましては、住民負担で維持管理を行っておりますが、人口減少に伴い、構成する組合員の負担は大きくなってきているものと認識しております。このため、本市では米沢市小規模水道組合衛生管理費補助金により10万円を上限として、小規模水道組合などに対し、適正な飲料水の確保を図るため衛生上必要な水質検査費用の助成を行っております。

次に、（２）施設や設備の老朽化対策・修繕について、費用補助の内容は十分か、見直すべき点はないかとの御質問についてお答えします。

(1)でも御説明したとおり、市内小規模水道施設の運営は、住民負担で行われておりますが、もとより人口規模が小さい上、人口減少傾向にあることから、本市では、米沢市飲料水改善事業費補助金により小規模水道組合等が行う飲料水給水の基幹となる施設・設備の新設及び更新に係る30万円以上の工事費について、3分の2の額を上限として補助を行うとともに、小規模水道の対象が山形県の条例では給水人口50人以上としているところを、米沢市飲料水改善事業費補助金では、給水世帯数10世帯以上または給水人口20人以上の事業主体が行うものを対象とするなど、補助の対象要件を拡大しているところであり、費用補助の内容などについては、十分かつ適正なものであると考えておりますが、今後も地域の実情の聞き取りを行うなど、引き続き実態把握に努め、見直すべき点がないか、また、どのような対応が考えられるか研究してまいりたいと考えております。

私からは、以上です。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) まずは答弁ありがとうございます。順次質問席から質問させていただきたいと思います。

冒頭申し上げましたけれども、現行と同様の水準のアレルギー対策、そして、さらによりきめ細やかな対応が可能になる、こういう答弁がなされておりました。

具体的にその基準となる現状の小学校で実施されているアレルギー対策、これを具体的にお知らせいただきたいということで、聞き取りの際に申し上げました。項目としては、先ほど演壇から申し上げたとおりですが、対応している食材は何種類あるのか。これは答弁がなかったように思いますが、いかがですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 アレルギー除去対応食材の品目について、細かなところは決めておらず、学校ごとに子供たちの現状を踏まえながら、対応

できるところを相談して実施しているという現状です。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 先ほどは、卵、乳、果物などということで、あたかも3種類だけしか対応していない、そのように受け取られかねない、そういう答弁だったかと思いますが、実情は違うのだということでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 各学校の子供たちのアレルギーを確認し、対応可能なところということで、先ほど申し上げましたのは例ということで申し上げさせていただきました。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 以前、お聞きしたことがあります。対応している食材について、ゴマ、クルミ、魚類、ナッツ類、甲殻類、トマト、リンゴ、キウイなどなど多岐にわたって、先ほど学校によってというお話がありましたが、3種類に限らず非常に幅広く対応されている。そのようなことが実際は行われているのだということだと思います。

この対応の種類について、高橋壽議員が学校給食における食物アレルギーの種類についてぜひ教えてほしいということで、資料を求められました。出てきた資料について私も見させていただいて、今手元にあります。

冒頭には、アレルギーの原因となる食品の加熱の有無、加熱の程度、症状を誘発する摂取量等が一人一人異なるため、食物アレルギーの状況に応じた対応が必要であると、このように記載されております。このような対応を現在ではされているということでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 先ほど申し上げましたとおり、各学校における児童の実態、医師からの指示、そのようなものを踏まえながら、対応できるものを相談して、今現在は対応させていただいて

おります。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） それから、聞き取りの際は、盛りつけや配膳がどうなっているのか、これについてもお話しさせていただきました。それについての回答がありません。どうなっていますか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 盛りつけにつきましては、給食室で、除去したものについて盛りつけをし、食器にラップなどをして、そこに各児童の名前を表示したり、それから、どのようなものが対応できないのだということも明記している。そして、それを教室に持っていったときには、その物は担任から対象の児童に手渡したり、それからラップについては、いただきますをして直前までラップを外さないなど、細かな約束事を決めて、誤った対応にならないようにという配慮をしているところ です。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） この点についても以前お聞きしたことがあります。学校によってかもしれませんけれども、食器を分けていると。アレルギー対応食とそうでない給食と、学校によっては食器を分けて盛りつけ、配膳していると、そういうことのですけれども、それで間違いないでしょうか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 学校の対応として、一部の学校では食器の色を分けて間違いのないようにということで、目で見確認ができる、そういった対応をしている学校もございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 食材の種類、それから今の食器の配膳、盛りつけ方法、これをお伺いしますと、私は非常に細かい対応がなされているのだと思います。

しかし教育長は、これよりさらによりきめ細や

かな対応が可能になると、そのように答弁されました。本当に可能ですか。改めてお伺いします。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 現在の中学校においては、本人除去、一部弁当対応、完全弁当対応ということです。共同調理場になることで、中学生にも除去食の提供というのが可能になると考えております。

なお、安全性が一番であり、中学生においては成長とともに食に対する自己管理能力を身につけることや、将来に向けて自立できるよう支援する点も必要になってきますので、よりきめ細やかなという部分と、それから中学生にとって必要な部分ということをしつかりと見極めていきたいと、そのように思っております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 聞かれたことだけに答えてください。

現行のアレルギー対応、これをお聞きしました。

一方、センターでは、どのようなものになるのか。この点について、昨年1年間学校給食検討委員会が開催されまして、そこで話題になっております。この議事録は教育委員会のホームページに掲載されておりますので、これは誰でも見ることができる。第5回学校給食検討委員会で、ある委員の方がこういう発言をされています。御紹介します。

センターでもアレルギー対応は別室で設けるなどしているが、限定した食材に対応しているところが多い。センターになれば安全だという話を過度に進めてしまうと、現実とは違っていることもあり得るので、教育委員会で、どのようなセンターがどのくらいの規模で、アレルギー対応職員は何人で、何%対応ができているか調べていただきたい。

これは昨年11月30日の第5回の学校給食検討委員会でのある委員の方の発言です。調査されていますか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 現在も県内の給食センターからの聞き取りなど、それからホームページなどを活用して先進事例については調べるなど、研究を継続して進めているところです。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 現在調査中であるにもかかわらず、現在の対応よりもよりきめ細やかな対応ができる。なぜそんなことが言えるのですか、調査中なのに、結論が出ていないのに。お答えください。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 中学生においては、現在の本人除去よりもきめ細やかに、給食室からの除去食の提供を可能にしたいと、そのような考えを持っておるところです。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） なぜ現在中学校で本人除去になっているのか。そしてセンターで本当にできるようになるのか。今よりも細やかな対応です。

これを私は小学校での対応のことと比較しての話だと思っていました。それで、この点についても、実は先ほど紹介しました第5回学校給食検討委員会で発言がございます。

ちょっと長くなりますが御紹介します。

委員の方が、アレルギーに関しては学校で個々に対応して——先ほどありました——診断書が出たものに限り除去しているが、学校の中ではグレーゾーンということで、診断書がなくても子供を見て状況に合った対応をしている。それが、センターになると、決まりの中ですとなれば、診断書がないとできないとか、グレーゾーンを拾っていく状況にはならないと思う。

この委員の方の発言に対して委員長が、個々の顔が見えないとアレルギーの対応がやりにくい。グレーゾーンの児童生徒がいた場合、センターだと分からない部分が出てくるという話があった

が、栄養教諭の立場で把握はしないのか。これは委員長の発言です。

それに対して委員の方、これは栄養教諭の立場でと委員長が振っていますので、答えた委員の方は栄養教諭か栄養士かという話になるかと思います。その方はこうおっしゃっています。対応するとなれば把握する。そういう意味での栄養教諭の人数は不足すると思う。

ちょっとここで区切りますが、教育長はかつて給食センターに複数の栄養教諭が配置されるため、互いに相談、連絡を図りながらチームとして業務を行うことが可能となりますと、そういう答弁をしています。複数とは何人ですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 令和8年度の中学生の人数、今分かっている人数からしますと、2名の配置というのが基準かと思います。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 複数は複数でも2名ということです。その点について、先ほど委員長から振られた委員の方もこうおっしゃっています。続けます。

例えば6,000食弱であれば、栄養教諭は2名しか配置されないの、アレルギー対応が50名だとすると、全員の保護者と面談し、できる、できない、やるべき、やらなくてもいいなどの話合いをし、対応する。その後、各学校分のアレルギー対応食を作り、配送業者に配送してもらう。学校に届き、職員に届き、担任に届き、生徒に確実に届いたという確認をしなければならないが、その作業の煩雑さ、確認作業漏れの怖さがセンターの場合はある。自校だと自分が渡してその場で確認できる。

こう、委員長の問いに対して答えています。これをどう思われますか。センターで本当に対応可能ですか。

○相田克平議長 山口教育指導部長。

○山口玲子教育指導部長 現在米沢でやっているのは自校の小学校でのアレルギー対応のみで、セン

ターについてはまだやったことのない状況ではありますが、様々対応されている各地のセンターの対応についてしっかりと学びながら、米沢としてどうやっていくべきかというところについては考えていきたいなと思っておるところです。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 改めて教育長に伺います。

センター方式にした場合、さらによりきめ細やかな対応が可能になる、そうお考えですか。

○相田克平議長 土屋教育長。

○土屋 宏教育長 学校給食における食物アレルギーの基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食の時間を安全に、かつ楽しんで過ごせるようにすることで、そのために安全性を最優先にして学校給食に携わる全ての方々が相互に連携して、当事者としての意識と共通理解を強く持って組織的に対応することが不可欠であると考えています。

中学校においては、義務教育の最終段階であることから、自分の食について自分でしっかり管理していける能力を身につけさせなければならないと考えています。

したがって、小学校1年生と中学校3年生では、食物アレルギーの対応も違ったものになると考えておりまして、中学生にとって将来を見据えた食の自立、アレルギー対応について具体的にどのような取組が望ましいのか、しっかり検討を進めて対応したいと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 答えになっていません。

質問は、さらによりきめ細やかな対応が可能になるのですか、なると考えているのですか、何でそう考えられるのですか、そういうことです。

○相田克平議長 土屋教育長。

○土屋 宏教育長 なるように進めていくつもりで考えています。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番(太田克典議員) 私もこれまで3か所ほ

どセンターの視察をさせていただきました。どことは言いませんが、アレルギー対応について御紹介したいと思います。

ある箇所では、アレルギー対応については乳と卵のみ対応していると。ゴマ油など、保護者から細かな要望が出されても、煩雑化するため、申し訳ないが一人一人への対応はできないと断っている。そのように担当者の方はおっしゃっています。

別なところ。アレルギー対応食は、卵、乳、ソバ、カニ、落花生を全て除去した除去食として1種類のみ調理している。

もう1か所は4月から稼働していますが、アレルギー対応はまだできていない、来年5月からということをお聞きしています。5月対応を目指しているということです。

このようなことを考えますと、本当にさらによりきめ細やかな対応が可能になる、何と何を比較してよりきめ細やかな対応と言っているのか、私には分かりません。6月定例会でも申し上げましたが、センター方式に理想像を追い求めている。実際にアレルギー対応ができない、十分でない、そういったことが十分考えられるのではないですか。そうした場合に、いやでなかったと、それでは済ませられないことなのではないですか。そのように私は申し上げておきたいと思います。

2項目めに移ります。

デジタル改革関連法。情報システムの標準化に関して一番心配しているのは本市における個人住民税、固定資産税、国保税、これの徴収時期の変更です。

今現在、本市では、10期徴収ということになっています。つまり10回に分けて納めていると。ですが、これは特例だということで、特例条例が設定されております。これが標準化によって全国一律に本則4期ということになりはしないか。それが一番心配されますが、いかがですか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 現時点におきましては、期割や端数処理の方法等についての詳細な要件が示されておりません。

税の納期につきましては、国の標準化システムの仕様が確定した時点で標準化システムの導入費用と市民の利便性等を勘案して検討していきたいと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） これは、今まで10回で納めてよかったものが4回で納めろということになれば、単純計算して1回の納入額が今までの2.5倍ということになるわけです。非常に大きな影響が及ぶと心配するところです。そうならないようにといっても通じるかどうか分かりませんが、注視していかなければならない。

これ以外に、やはり地域や住民の実情に応じたカスタマイズというのがそれぞれの自治体ではあるわけで、今回の法律の制定によってそういった地域の情報に根差した、実情に合った、そういった仕組みが統一化されていってしまうのではないかと。

今回、標準化対象業務は17業務に及ぶということで非常に広範囲に及びます。例えば住民基本台帳、児童手当、子ども・子育て支援、児童扶養手当、介護保険、生活保護、健康管理、障がい者福祉、国民年金、就学、国民健康保険、後期高齢者医療。これらが政令によって定められていると。そのほかに、先ほど言った税関係以外に市民生活に影響が行くということは、今現在考えられていますか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 基幹系システムですのでかなりの広範囲な状況になるのかと思っております。まだ具体的に全部の仕様が示されていない状況でございますので、示された段階でしっかりそういったものに対応しながら、市民生活に全く影響がないとは言えないと思いますけれども、なるべくそういったものを縮小できるのかどうか

も含めて検討していきたいと思っております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 一方で個人情報保護に関してですけれども、先ほども答弁が一部ありました。現在の米沢市情報公開・個人情報保護審査会、これが恐らく各自治体に設置されているのだらうと思います。この審査状況、本市の状況はどうなっているのでしょうか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 本市の情報公開・個人情報保護審査会の現状でございますが、開示決定に対する審査請求があった場合に審査会に調査、審議を諮問しておりますが、平成28年度以降、ここ5年間で申し上げれば4件諮問し、答申をいただいております。また、市が個人情報の収集や提供を行う場合は、審査会に意見を聞いた上で、相当な理由があれば審査会が開けますので、そういった場合には審議いただいております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） なかなかびんときませんので具体例を挙げたいと思います。

刑事訴訟法第197条、任意捜査による捜査事項照会と、そういう項目があります。これに関連して1つ、図書館における個人の貸出情報について、捜査当局からこの条文を理由に照会がありましたか。あったとすれば、それに対応する対応の仕方はどうだったのでしょうか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 市立米沢図書館では、これまで警察機関の任意捜査で利用者個人の貸出記録等に関する照会を受けたことはございません。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 今後、もし照会があればどうしますか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 仮に任意捜査での照会があった場合、施設を管理運営する指定管理者では

なくて、施設を所管する本市がその判断を行うこととなりますけれども、図書の貸出履歴につきましては、利用者個人のプライバシーに関する重要な情報でありますので、これについては、原則として警察機関を含めた外部への情報提供はしないこととしております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 原則として照会には応じないと。ちなみに、その照会に応じなくても罰則もない、応招義務もないと、そういうことで、法律の解釈は理解しておるところです。

もう一つ、軽自動車、原動機付自転車、いわゆる原付のナンバーによる所有者の照会、これに対する対応はどうなっていますか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 軽自動車のうち三輪以上の車両ですとか、125ccを超えるバイクのナンバープレートにつきましては、これは国の機関や軽自動車検査協会で行っておりますので、市町村に対しての照会はないものと考えております。

一方、原動機付自転車の場合につきましては、ナンバープレートは市で交付されますので市に照会がなされると思いますが、これにつきましては、平成17年3月に国の考え方が示されまして、刑事訴訟法第197条第2項に基づくいわゆる任意照会につきましては、単なる協力依頼ではなく報告義務を伴うものであることが明確にされたことから、本市についてはこの照会に応じているところでございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 項目によって対応が違うということが分かりました。

あえてここでその点については議論しませんけれども、刑事訴訟法第197条に基づく任意捜査に係る捜査事項照会、これは全国的にも恐らく対応が分かれるところなのではないかと思います。

ちなみに本市の、先ほどお話ありました情報公開・個人情報保護審査会、これにはかけられるこ

とになりますか、軽自動車のほうですけれども。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 ナンバープレートにつきましては、審査会の対象外でございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 今回の個人情報保護に関する法律の改定に伴いましても懸念が示されています。警察が保有するDNAや指紋などのデータベース、監視カメラやドライブレコーダーの映像、これについては個人情報の管理の監督が行われていない現状にある。それから、個人情報をリスト化した個人情報ファイル簿の作成義務、これが国の機関に課せられていますが、捜査機関は作成公表を免れていると、その点が指摘されています。任意捜査であるとはいいいながら、本当に任意捜査で必要な事項なのかどうか。これを確認するすべはないということだろうと思います。

個人情報保護条例、これは今後、改正個人情報保護法が22年春まで施行、自治体関係は23年春まで施行ということで、先ほども言及がありましたが国が作成するガイドラインに従って各地方自治体の関連条例の改定が進むだろうと言われていいます。この改正が進む際に個人情報の保護の推進に努めるという答弁がありましたけれども、そのために個人情報保護条例の改正に当たっては、慎重に検討する必要があるだろうと思います。

そこで言われているのが、自己情報コントロール権。これは法律では認められなかったとされていますが、この自己情報コントロール権はいかなるものなのか、簡単に御説明いただけますか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 明確な法的概念は現在整っておりませんので、様々な表現があるようでございます。例えば、どんな自己情報が集められているのかを知り、不当に使われないように関与する権利などという表現が一般的でございます。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 本当に簡単にお答えい

いただきましたが、自分の情報がどこにどのような内容で管理、利用、提供されているかを知り、その利用の停止や訂正のほか、不当に収集された場合はその証拠を求めることができる権利とされています。

この自己情報コントロール権、さらに一步進んで、スペインのバルセロナ市——聞いたことがあるような、ないような市ですけれども——そこではどういうデータをどこまで誰に提供してよいかという基準を、市民が議論して決めている。これをデジタル主権というそうです。

このようなことをぜひ参考にさせていただいて、今後、個人情報保護条例改正が必ず議会にも上程になることと思います。その際に、個人情報保護の観点をしっかりと捉えて、議案を提出いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○相田克平議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 先ほど申し上げましたが、現在、まだこの自己情報コントロール権につきましては、国でも明確な位置づけを行っておりませんので、今議員お述べのことにつきましては、なかなか難しいものと考えております。ただ、現状の条例、さらには改正後の法律におきましても、個人情報の開示請求のほか自己情報の訂正、利用中止を求める権利などを規定しておりますし、個人情報の利用や提供に当たりましても、本人が関与する仕組みがありますので、実質的に自己情報をコントロールできる状況が保障されているものと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 現状のその規定が後退しないように、ぜひお願いしたいと思います。

次に、小規模水道についてに移ります。

まず、端的にお伺いしますが、小規模水道の担当部署はどこになるのでしょうか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 市民環境部の環境生活課が担当窓口となっております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） ぜひ日常的に現地の確認などをして、あるいは組合の方、現地の方と情報交換等を密にやっていただきたいと思いますと思うわけですが、先般、ある地区で、急に水道が出なくなったということがあったようです。それに対して給水車を出されたということですが、そのようになった原因。災害によるものですか。何でしょう。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 詳細については把握していないところでございますが、災害という話は聞いておりませんので、老朽化によるものと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 今話に出たように老朽化によるものではないかというのが一番考えられるということです。

ということは、今後も老朽化が進むことによって水が出なくなるという事態が十分に想定されます。その場合に、当然施設設備の修繕あるいは更新、そういったものが必要になるわけですが、先ほどその費用の補助について3分の2というお話がありましたが、人口減少が進んでいる中で残り3分の1を現地で生活している方々が負担するということは大変厳しくなっている。しかも、その平場の街中のそういう工事現場とは違って山間部なので、重機も容易に入れないような、私も7月に見させていただきましたが、そのような場所が多いのだと思います。そうすると費用もかさむということで、ぜひ補助率についても今後考慮していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 補助率に関しましては、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、人口減少、あるいはもともと住んでいる方が少ないというのを前提にした割合という形でございます。ただ、こちら先ほど申し上げましたが、今後の地

域の実情の聞き取り、そういったものを行って、見直すべき点がないか、どのような対応が考えられるかというのを研究してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 今後と言わず、ぜひ見直していただきたい点があります。

それは、補助、お金を得て工事費なり委託をするわけですが、工事業者に工事後に支払う、そのための費用が、実は地元で一旦全額立替えになっていると。それで、立替えをした後に、先ほどの補助率に応じて市からの補助が入るということです。これを立替えでなくて、地元負担は地元負担分、市からの補助は補助分ということで別立てで業者なり事業者なり、そういった方に支払われる、そのような仕組みにはできませんか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 工事に関しましては、工事が完了したときは本市の竣工検査を受けていただくことになります。この検査で適正な事業の執行が確認されれば、その段階で工事費の支払い前であっても補助金を支出することができますので、そのお支払いのタイミング、そういったものについては、その都度打合せ、御相談などをさせていただきたいと考えております。

○相田克平議長 太田克典議員。

○17番（太田克典議員） 先ほど申しあげましたように、平場の工事と違って、工事そのものはそんなに複雑な工事でないにしても、場所が場所だけに経費がかさむということがあるようです。そのために、費用全額を一旦地元で負担するということが大変負担が重くなっているということが実態として挙げられているようです。ぜひ仕組み的に改善できるものであれば、積極的に地元のために改善していただきたいと思いますと思いますが、最後にいかがでしょうか。

○相田克平議長 安部市民環境部長。

○安部道夫市民環境部長 先ほどの工事費の負担に

つきましても、業者にお支払いする前の補助金の支給は可能という形でございます。

そのほかにも様々、このような問題は全国共通の課題だと考えておりますので、見直すべき点、あるいは対応、どのようなものがあるかということとは今後研究してまいりたいと考えております。

○相田克平議長 以上で17番太田克典議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時10分 休 憩

~~~~~

午後 1時09分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、山林や農地の活用の在り方について外1点、19番島貫宏幸議員。

〔19番島貫宏幸議員登壇〕（拍手）

○19番（島貫宏幸議員） 皆さん、こんにちは。至誠会の島貫宏幸です。

6月の定例会では、マイマイガの幼虫を画像で示しながら一般質問を行いましたけれども、いわゆる毛虫の画像だったために、不快に思われた方々もありました。

今回の一般質問では、できるだけ配慮した画像を示しながら、質問の内容がよりイメージしやすくなるように進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1つ目の質問は、山林や農地の活用の在り方についてであります。米沢市の総面積は5万4,851ヘクタールであり、そのうち森林面積は4万1,550ヘクタールと、総面積の約77%を占めており、「米沢のあらまし」の中では、国土の保全、水源涵養、環境保全等の多面的な機能を有し、地域経済と地域住民の生活に大きな役割を担っているとしております。農地の経営耕地面積は水田

が3,381ヘクタールで全体の91.5%、畑が221ヘクタールで6%、果樹が94ヘクタールで2.5%であり、本市農業の基盤となっております。

ところが近年では、こうした山林や農地の売買や活用についてのトラブルが発生し、全国的に問題視されるようになってきました。いわゆる外国資本等による土地の売買であります。

諸外国では土地の取引に関して厳しく規制している国がある一方で、憲法第29条では、財産権が保障されておりますが、外資規制に関する記述は特に設けられておりません。つまり、外資を問わず合法的な売買に、お墨つきが与えられていることになります。

では、実態はどうでしょうか。

農林水産省が、山林の外資買収について毎年公表している累計値によりますと、2010年では43件で831ヘクタールでありましたが、10年後の2020年には、465件で7,560ヘクタールに膨らんでおり、この面積は米沢市の経営耕地面積の約2倍に達します。

さらには、日本人や日本法人をダミー的に登記名義人にしたケースや、未届けのケースもあり、国の公表データに反映されていないことから、実際にはさらに数字が膨れ上がる可能性が指摘されています。海外からの自由な国土の売買は、課税や徴税を困難にするほか、所有者不明による公共事業の遅延の影響などが心配されているところでもあります。

こうしたゆゆしき状況を背景に、国家安全保障の観点から、自衛隊基地や原子力発電所などの重要施設周辺1キロメートルと、国境離島などを注視区域とし、土地所有者の国籍や氏名、利用状況を調査できる土地利用規制法が今年の6月16日に成立しました。しかし、この法律は、重要施設の機能を阻害する利用行為に対し、勧告や命令がなされ、違反した場合は2年以下の懲役としており、利用行為に限り制限を加えるもので、外国人が日本の土地を買うことができないとする法律

ではないことから、いまだに賛否はありますが、国会での議論を期待したいところであります。

以上を踏まえてお尋ねいたします。

山林や農地の取引における現状の課題について、本市の考えをお答えください。

次に、7月3日に静岡県熱海市で記録的な大雨による大規模な土石流が発生し、死者25名、行方不明者2名、半壊または全壊した家屋が131棟となる大災害となりました。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うところであります。

記録的な大雨がもたらした大災害ではありますが、後の検証で、崩落した土砂の総量の97%は、土石流の起点周辺に造成された盛土であったことが静岡県の推計で明らかになりました。開発行為が招いた人災であると同時に、このような大雨による災害が年々激甚化する中で、自分たちが暮らす周辺地域は大丈夫だろうか心配されている方々は少なくないと思います。

こうした大災害を未然に防ぐためにも、行政による徹底した指導や監視、予防措置が求められているのではないのでしょうか。

ここでは、住民や行政の意にそぐわない開発行為が全国的に増えつつあることから、その状況も踏まえ、山林の開発行為の申出があった場合に、どのような手続きに基づき対応するのか、その問題点についてお聞きします。

次に、農地活用の現状と課題についてお伺いします。

本市の農業は平成27年10月に公表された米沢市農業振興計画に基づき、関係団体や営農されている方々と共に生産活動をされているものと認識しております。

米沢市農業振興計画の65ページには、優良農地の確保と、地域の中心経営体への集積・集約について記載されており、昨年の12月に公表された第2期重点取組事項では、人・農地プランによる担い手への農地集積と集約が進み、平成30年度末時

点での農地集積率は78.7%で、県内でも高い集積率であることが記載されておりました。

そこでお伺いいたします。

農業振興計画に照らし合わせて浮かび上がる農地活用の現状と課題を、どのように捉えているのか。また、中長期的に力を入れて取り組むべき課題についてお聞きします。

次に、大項目2つ目の、きれいなまちづくりから考える、道路や歩道の管理について伺います。

1962年、昭和37年10月26日に米沢市市民憲章が制定されて、間もなく60年を迎えようとしています。

市民憲章の「郷土を愛し、きれいなまちをつくりましょう」の精神を具現化するために、1981年、昭和56年に、花いっぱい運動推進協議会が設立されました。今年で40周年になります。

これまで、歴代の関係の皆様が、市民憲章に掲げる精神を引き継ぎ、近年では市内施設で花の苗を育てていただき、地域や企業、団体や学校などの御協力の下、花を植えていただきました。長きにわたるこれまでの活動に対し、心より敬意と感謝を申し上げたいと思います。

ここ数年では植樹ますへ、松葉菊の定植活動も推進されており、これまで3回実施されているほか、未計画の植樹ますについても、多くの市民の方々が自前で花を植えたり、手入れをしてくださる姿をよくお見かけするようになりました。本当にありがたく感じているところです。

しかしながら、植樹ますへの花の定植が進む一方で、管理が行き届かず、雑草が生い茂り、場所によっては松葉菊が絶えそうになっている箇所も増えてきました。多くの市民に御参加いただきながら定植活動をしていただいただけに、大変心苦しく、残念に思っている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。

植樹ますの花植え活動と管理を、今後どのように進めていくのかお聞きします。

次に、関連の質問になりますが、主要道路や市道、通学路にもなっている歩道なども、管理が行き届かないことから縁石や道路際など、近年では特に雑草が目立ってきました。市民をはじめ、他市町や県外からお越しになる方々の目にはどう映るでしょうか。これからの季節、紅葉も終わり晩秋にかけての街路樹の落ち葉の清掃も十分ではなく、排水溝の詰まりや腐熟が進むと、車や自転車、歩行者が滑りやすくなるため、対策が求められると思います。

幹線道路は主に県の管理ではありますが、きれいなまちとして、将来を担う子供たちにも誇れる取組が、今こそ必要です。本市における雑草や落ち葉の対策をどのようにお考えなのかお聞きし、1回目の質問といたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、1の山林や農地の活用の在り方についてお答えします。

初めに、(1)のうち山林の土地取引に関する制度の現状と課題についてお答えいたします。

山林の土地取引に関する制度の現状としましては、山林の売買を行おうとする場合、その契約を締結しようとする2か月前に、山形県水資源保全条例に基づき事前届出を県へ提出することになっております。

また、売買のほか、相続や贈与などにより山林を新たに取得した場合、事後の届出としまして、森林法に基づき森林の土地の所有者届出を市へ提出することになっております。

ただし、都市計画区域外で1ヘクタールを超える取引の場合は、国土利用計画法に基づく土地取引の届出を市を通じて県に提出することになっており、森林の土地の所有者届出は不要となっております。国土利用計画法に基づく土地取引の届出は、山林に限らず一定面積以上の土地の売買契約等を行った際に市へ提出する必要がある事後届出となっております。

山林の土地取引に関する課題としては、山林の土地境界が不明確な場所が多いことが挙げられます。現地において土地の境界立会いを行わず、前の所有者から引き継がれていないケースや、前の所有者も現況が分からないまま所有権だけが移転され取引されているケースがあり、その後、森林整備や立木伐採に当たっては境界を確定しなくてはならず、効率的な森林整備や木材の有効利用に支障を来しております。

また、取引を重ねることにより土地境界がより不明確になっていくことも懸念されています。

次に、（２）山林の開発行為の届出があった場合の対応と課題についてですが、土砂などの採掘や林地以外への転用等の土地の形質を変更する行為、いわゆる開発行為を行う場合、１ヘクタールを超える規模のものについては、森林法に基づき県知事に申請をして許可を得なければならない林地開発許可制度の手続が必要となります。

許可基準は、開発することにより、１つ目として災害の防止としまして、周辺地域において土砂の流出または崩壊、その他の災害を発生させるおそれがないこと、２つ目の水害の防止としまして、下流域において水害を発生させるおそれがないこと、３つ目の水源の涵養としまして、周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと、４つ目の環境の保全としまして、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないこと、これら４つの要件全てに当てはまると認めるときに限り、知事が許可することとされております。

県における審査過程は、申請書の審査や現地調査を行い、市や山形県森林審議会への意見聴取を経て、問題がないことが確認されて、許可が出され、開発行為事業が開始されることとなります。

また、申請には、開発行為により直接影響を受けると見込まれる関係者の同意や環境の保全に関する市と事業者との間で協定を締結することとなっており、これらのことから本市においては

住民や市の意にそぐわない開発行為はないものと認識しております。

次に、（３）農地の活用の現状と課題をどのように捉えているかについてお答えします。

平成27年度に策定しました米沢市農業振興計画では、本市農業の重要な課題として、「担い手の育成・確保」、「農業所得の最大化」、「ブランドの確立」、そして「農地保全と中山間地域の農業振興」を掲げ、様々な取組を進めてまいりましたが、計画期間10年のうち5年が経過したことから、令和2年から令和6年度までの後期5年間の重点取組事項をまとめ、目標年次の令和6年度における農業産出額73億円の目標達成に向け取組を進めております。

農業の現状としまして、本市に限らず高齢化による農業従事者の減少が全国的な課題となっており、2020年農林業センサスによりますと、本市の基幹的農業従業者数、これは15歳以上で仕事として主に自営農業に従事している方になりますが、平成27年は1,361人でしたが、令和2年では1,061人と5年間で300人減少しております。

こうした高齢化の進展や離農などにより農業従事者が減少していく状況の中で、中・長期的な課題としましては、地域農業を支えていく人材の確保が何よりも大切であり、人材確保のためには、経営基盤の確立と所得の確保が重要であり、現在の農地を維持していくためにも、地域農業を支える担い手の確保と担い手への農地の集積が大きな課題であると考えております。

このため本市では、新規就農者などの新たな担い手の確保や農地中間管理機構を活用した担い手への積極的な農地の集積といった将来を見据えた取組を進めてまいりましたが、この取組により、直近5年間で65名の方が新規に就農され、農業振興計画の目標であります年10人の新規就農者数を達成しており、農地への農地集積率については、先ほどの御意見にありましており令和2年度末時点で約79%と県内でも高い数値となっ

ております。

また、米沢地域農業再生協議会での需要に応じた主食用米の生産の取組により、夏秋キュウリや寒中野菜などといった収益性の高い品目の生産、消費者ニーズに合った収益性の高い園芸作物の振興と、水田活用の直接支払交付金を活用した水田フル活用による需要のある作物の作付を推進しています。

転作作物の作付状況としては、アスパラガスや大豆、飼料作物の作付が伸びており、その中でも大規模酪農家の規模拡大により飼料作物の作付が伸びている状況にあります。

今後も、地域農業を支える担い手の確保や農地の集積を進めるとともに、農作業の省力化や効率化に向けた取組や後継者への経営継承に向けた取組、担い手への農地集積が円滑に推進されるための支援を講じて、本市の優良な農地の保全、活用を図っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 伊藤農業委員会会長。

〔伊藤精司農業委員会会長登壇〕

○伊藤精司農業委員会会長 私からは、1の山林や農地の活用の在り方についての（1）山林や農地の取引における現状と課題のうち、農地の取引についてお答えいたします。

農業委員会では、農業委員会に関する法律により、農地の権利移動や農地転用に係る事務等を所管しております。

農地を耕作または転用のいずれの目的で取得する場合であっても、事前に農業委員会の許可が必要であり、その許可は、農業委員の合議体である本市農業委員会総会において、農地法等の関係法令に基づいて審議の上、許可の処分を行っております。

中でも農地転用に関しては、その農地が立地する条件や、転用事業内容の確実性、関係権利者の同意、周辺農地への被害防除の計画等、許可基準に従い厳密に審査しており、さらに面積規模によ

り、都道府県農業委員会ネットワーク機構の一つである山形県農業会議に対して諮問を行い、「許可相当」との答申を受けた上で許可を行っております。

このことから、相続や時効取得等の許可を要しない一部の例外的な取得はあるものの、農地の取引に関しては、いずれも農地法等に基づき適正に行われているものと考えております。

農業委員会としては、農地行政を担う行政委員会として、優良農地の確保と効率利用を進め、農地等の利用の最適化に取り組みながら、今後とも適正な事務処理に努めてまいります。

以上です。

○相田克平議長 吉田建設部長。

〔吉田晋平建設部長登壇〕

○吉田晋平建設部長 私からは、2のきれいなまちづくりから考える道路や歩道の管理についてお答えいたします。

初めに、（1）植樹ますの花植え活動と管理を今後どのように進めていくかについてですが、現在取組を行っている植樹ますを利用した花植え活動につきましては、米沢みちサポーター事業のほか、花と樹木でおおわれたまちづくり計画に基づき実施する花の植栽協働事業や、米沢花いっぱい運動推進協議会による街路樹柵美化推進事業、県が実施するふれあいの道路愛護事業など、様々な形で実施されているところであります。

このうち、本市が関係する事業の取組状況でございますが、まず、市道の植樹ますや道路余剰地に花植えを行う町内会や事業者などの活動に対して市が支援を行う米沢みちサポーター事業につきましては、フラワーポットなどの設置によるものを除いた昨年度の実績といたしましては、10団体の方々より、道路延長約0.9キロメートルの区間に2,700本の花苗を植栽していただきました。

また、県道の植樹ますに沿線地域の方々がボランティアで花植えを行う花の植栽協働事業につきましては、県道米沢環状線、山大前交差点から

成島五差路付近までの約3.5キロメートルの区間に約6,200本、県道板谷米沢停車場線、通町郵便局前の南北のメイン道路であります。約1.1キロメートルの区間に約600本の花苗を植栽していただきました。

米沢花いっぱい運動推進協議会による街路樹樹美化推進事業では、平成30年度から3か年をかけて、春日三丁目美女塚線、通称モーゼスレイク通り1.5キロメートル、県道米沢高畠線、羽黒橋から米沢七中までの区間1.1キロメートル、市道南米沢外ノ内線、市庁舎西側の南北の道路0.9キロメートル、トータル約3.5キロメートルに、多年草のマツバギク約8,700本を植栽していただきました。

これらの事業を通じて、道路景観の向上につながる取組を進めていただいた団体や町内会、事業所の皆様に感謝申し上げますとともに、今後とも事業継続いただけるよう支援していきたいと考えているところであります。

さて、花植えした後の植樹ますの管理についてでございますが、主に住宅地が張りつく道路で、町内会などが中心となって花植えを行った植樹ますにつきましては、各地域の皆様の御協力により、除草や水やりなどの管理が行き届いており、美しい景観が維持されているところが多く見受けられるところであります。

その一方で、住宅地から離れた場所につきましては、せっかく花植えをして景観美化を図ったにもかかわらず、除草や水やりなどが不十分なため、逆に景観を悪化させてしまっている状況も見受けられるところであります。

特に、米沢花いっぱい運動推進協議会による街路樹樹美化推進事業で、先ほど議員から御指摘のありましたマツバギクを植栽した箇所につきましては、これまで定期的に除草作業を実施し、景観及び植栽そのものの維持に努めてきたところではあります。どうしても住宅地から離れた場所につきましては、小まめな対応に限界があり、

雑草が繁茂してしまうような状況がございました。

このことにつきましては、協議会としても大きな課題と捉えているところであり、多くの方々の協力を得て植栽したマツバギクの継続的な維持管理に向けて、近隣地域や事業所などにも協力を要請するなど、試行錯誤しながら対応を図ってきたところでありますが、いまだ抜本的な解決に至っていないのが現状となっております。

さらに、昨年からのコロナ禍の影響によりまして、多人数での除草活動が実施しにくい状況下もあり、これまで以上に管理が行き届いていない状況でもございます。

協議会としては、今年度も除草作業を実施する予定ではありますが、コロナ禍の中、少人数で一定の距離を空けての作業となることから、マツバギクを植栽した植樹ますの全てについて除草作業を行うことは難しい状況でもあります。

このことから、植栽活動以上に、その後の管理をどのようにしていくかが、現時点での最重要課題であると同時に、明確な解決策を見いだすことが難しい問題であります。まずは、花植えした植樹ますについて、引き続き地域住民の皆様、関係団体やボランティアの方々の協力を得ながら、水やりや草むしりなどを行っていただきつつ、より効果的な管理方法について、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、（２）雑草や落ち葉などの対策をどのように考えているかの御質問にお答えいたします。

道路及び歩道の維持管理につきましては、国道、県道及び市道などを管理する道路管理者が行っているところでありますが、6月上旬から9月下旬にかけて除草対策が追いつかず、道路沿いの雑草が繁茂し、歩道の縁石部分にも雑草が生えている状況が散見され、景観的にもよくない状況であることは市としても認識しているところであります。

初めに、道路や歩道の雑草対策についてであり

ますが、本市では道路草刈業務委託や道路清掃等業務委託により実施しており、路線によって異なりますが、年1回から2回の草刈り作業を行っているところであります。

また、協働によるまちづくりの取組といたしまして、地域団体と業務委託を締結し、地元住民の方々による草刈り作業を実施していただいているところもございます。

そのほか、道路パトロールや市民からの危険箇所情報などがあった場合には、状況に応じて直営による対応も行っているところであります。

最近では、市道沿いにおける耕作が放棄された農地等や、高齢化などによって自宅付近の除草作業をする人が減少していることなどから、雑草への苦情・除草の要望が増えている状況であり、市といたしましても、草刈り回数の増加や、地域団体委託の拡大などの検討を行っていきたいと考えているところであります。

次に、落葉時期に発生いたします道路上の落ち葉の清掃対策であります。街路樹のイチョウやケヤキが植栽されている市道沿線を中心に、道路清掃等業務委託を実施しており、専用の路面清掃車1台による清掃を年2回ないし3回程度実施しているところであります。

路面清掃作業においては、樹木によって葉が落ちる時期が一樣でない上、風や雨による自然現象も加わることで、落ち葉が乾いていないと機械清掃が難しいなどの理由から、状況に適した時期に対応することができない場合もあるものの、道路パトロールにより落ち葉の時期を予想し、できるだけタイムリーに実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、道路や歩道の維持管理につきましては、限られた予算の中での対応としているところでありますが、道路の雑草・落ち葉対策の難しさを感じているところではあります。市民憲章の「郷土を愛しきれいなまちをつくりましょう」にある、景観などにも配慮した道路の維持管理に努

めてまいりたいと考えております。

私からは以上となります。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） 御答弁ありがとうございます。詳しく御答弁いただいてよく頭に入ってきたところもあるのですが、疑問な点を何点か再確認させていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、本市では使途不明な取引等の実態というところで、チェックが入っているかどうかではありますけれども、そうした実態というのは確認されているのかどうか、まずはお答えいただきたいと思います。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、まず国土利用計画法に基づいた届出に関してお答えいたします。

都市計画区域内で5,000平米以上、都市計画区域外で1万平米以上の土地売買等の契約を締結した場合には、国土利用計画法に基づいて買主が市を経由しまして県に土地売買等届出書を提出することとなっております。その届出書には利用目的の記載が義務づけられておりますけれども、これによれば、これまで利用目的が不明だった案件はないものと認識してございます。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 私からは山林関係についてお答えいたしますけれども、先ほどお答えさせていただきましたとおり、県の水資源保全条例に基づく事前届出や、森林法に基づく森林の土地の所有者届出におきまして、その利用目的や用途を記載する項目が申請書にございます。

そのため、本市でそれらを確認している限りにおきましては、使途が不明な山林の土地取引、そういうものはないものと考えております。

○相田克平議長 穴戸農業委員会事務局長。

○穴戸徹朗農業委員会事務局長 私からは、農地管理についてお答えさせていただきます。

農地の取引につきましては、先ほど農業委員会

会長からお答えさせていただきましたとおり、農地法等に基づき適正に行われているものと考えておりますので、使途不明な土地取引はないものと認識いたしているところであります。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） それぞれお答えいただき、使途不明な取引は確認できないのだということでありました。

しかしながら、先ほど1回目の質問でも御指摘したとおり、日本人に名義貸しというか、代わりに登記をしてもらったりとか、また未届けのケースもあるということで問題になっている自治体もあるということであります。

そうしたことから、これから調査できるのかなのですけれども、そうしたものがあるということをお前提で、いろいろこれからも対処していただきたいと思います。

それで、近年山林を切り開いてメガソーラーを設置することで、それによるトラブルが増加しております。毎日新聞が47都道府県にアンケートを実施したところ、8割がトラブルを抱えていることが分かったということです。トラブルの中身は土砂災害が29府県、景観の悪化が28府県、自然破壊が23府県だったと、今年の6月28日付で伝えております。また、県外の手畜産業界による本市への進出を心配する声も実は一時期ありました。

ここでは、具体的な事業、業種を絞り込んで今お示ししましたけれども、こうした新規で大規模に山林を切り開いて事業を行おうとしたときの対応です。どのような対応。開発の申出があった場合の対応についてお伺いしたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 ただいま御例示ありました件ではありますが、山林におけるメガソーラーなどの太陽光発電施設や畜産施設などの事業場の整備と土地の造成であります。森林法に基づきまして林地開発許可制度の対象となりますので、先ほどお答えしましたとおり、まずは県への手続によ

り審査が進められることとなります。このため、事業開始後において問題が発生した場合は、市もしっかりと連携を取ってまいりますし、県が許可基準に沿って、事業者の問題があれば是正を求め対応していくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） しっかりした対応をしていただけるということで解させていただきました。

あまりこういうことを言うのであればですけども、既存の業者、市内にも個人なり、事業でソーラーパネルを設置している方々がおられます。既存の方を特にどうこう言うわけではなく、今回は新規で大規模な開発に対してどのような対処ができるかという観点からお聞きしたところであります。

2011年に電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法が成立して以降、太陽光や風力、水力、地熱やバイオマスによる発電が本格化してきたわけでありましてけれども、世界的なゼロカーボンの機運が高まり、日本政府も2030年までは13年比で温室効果ガスの排出量を46%減らして50年まで実質ゼロを目指しており、本市もゼロカーボンシティ宣言をされたばかりであります。

政府が7月に公表したエネルギーの基本計画の原案では、石油燃料の発電比率を、19年度76%から30年度にかけて41%に減らして、再生可能エネルギーの割合を18%から2倍に引き上げるとしております。

環境省では、再生可能エネルギー導入など、地球温暖化に対する積極的に取り組む自治体に対して支援強化をするということで、2022年度に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を新設する方針などを固めておるようです。SDGsも追い風になり、関連事業者によって市民や自治体の意にそぐわない開発が今後進む可能性が十分、これらを

追い風にしていることが想定されますので、トラブルが起こらないように十分な体制で対応を講じていただきたいと思います。

次でありますけれども、先ほど転作のお話などもいただいたところでありますけれども、農地の集約化が進んで、県内でもトップレベルだという報告でした。

ただ、優良な水田、大豆とかソバも転作作物として植えられている一方で、先ほども御指摘があったとおり酪農家の飼料を育てるためにデントコーンを植えられているところがぼつぼつ増えてきました。優良な農地を保全して守っていくのだという一方で、そうした事情もあって水田を手放されてそこにデントコーンが植えられているというところが近年ぼつぼつ目立ってきたわけなんですけれども、実はここでお互いがウィン・ウィンの関係になるためには、やはり作業効率とかも考えると、一定程度集約化していく必要があるのではないかと考えるわけです。そうした御意見とか話が出ているとは思うのですけれども、計画的に進めることができないかという点について、お答えいただきたいと思います。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 先ほど転作作物の作付状況として飼料作物の作付が伸びていることを御説明いたしました。そういうこともあります。米沢地域農業再生協議会におきましては、需要に応じた主食用米の生産に取り組むため、先ほどの飼料作物もそうですが、大豆、ソバ、園芸作物への作付転換に取り組んでいるところです。

そうした中におきまして、御意見のとおり優良農地における飼料作物の作付が点在して見られるところもあることは承知しておりますけれども、御意見のとおりそういったものを作り分けや圃場の連担化をしていくということは、農業振興上、大変理想的だと思っておりますので、これから米沢市人・農地プランの実質化を進めておりますけれども、今後そうした見直しの中でそうした

ことができるのかどうか、地域の話合いを通して検討していきたいと考えております。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） 一度取引があっても定植というかデントコーンが植えられたところについては、なかなか転換するのはかなり困難を極めるのではないかと私自身も感じますけれども、将来の本市の農業のことを考える場合には避けて通れない課題だと思いますので、その点、十分な話合いを積み重ねていただきながら本市の意向なども踏まえて、生産者の方に御理解いただきながら進めていっていただきたいと思います。

それでは、大項目の2番目ですけれども、街路樹ますの花植え活動、部長からも先ほど取組などを御紹介いただいたわけなのですが、やはり雑草の問題は住宅地に近いところから郊外に行くと、なかなか人手がかからないので伸びてしまっているという現状があるようです。

ここで、議長にお断りをして資料の写真を準備させていただいたのをお願いします。

これは相生町のところの様子でありますけれども、本市で進めているマツバギクがきれいに咲いている状況です。こうして管理が行き届けばきれいな花が長い間咲くことで、皆さんの目を楽しませていただけるということで、特に真ん中の写真ですけれども、マツバギクだけではなく、ほかのコキアというほうき草なども植えているところもありました。あとは、看板が立っておりますけれども、この看板の名前にあるとおり、いろんな方にそれぞれ御協力いただきながら市の景観を保つために街路樹ますへの花植えまたは寄せ植えをされている様子が見てとれます。

次の資料をお願いします。

これは、先ほど部長からあった花いっぱい運動推進協議会で植えた箇所のところ。総合運動公園の北側になります。モーゼスレイク通りの延長になるのですけれども、ちょうど出入口付近、左側の写真なのですが、誰かやっぱり管理してい

ただいているのです。ここが一番きれいに咲いていました。真ん中の写真は中程度、少し草が生えている状態で、ちょっと花の数が少ない。向かって右側の写真ですけれども、草が強過ぎて端っこにマツバギクが追いやられているという状況です。

これを見て感じるのですけれども、やはり定期的に——このぐらい大きくなるとやっぱり除草をするのも難しいと思うのです。だけれども、年に2回くらい、やっぱり草をむしたほうがいいのかということをお分かりになっているわけですから、ぜひ取り組むための土台づくりをしっかり進めていただきたいと思うのですけれども。

そこで、提案なのですけれども、コロナの状況ではなかなか申し上げにくいのですが、やはり市民協働のこうした活動、清掃活動にもつながるという観点から、市民みんなで草むしりの日という、例えばの話ですけれども、そうしたものを設けて多くの方々にお手伝いいただくと、大体1ます10分、15分程度で、お一人で関わっても除草できると思いますので、そうした機会をぜひ検討していただけないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 植樹ますなどにつきまして適切な管理がなかなか難しい状況を踏まえ、やはり定期的に一斉に取り組んでいくことも活動のきっかけになるものと考えております。

その一例を御紹介させていただきますと、市役所におきましても、平成30年度から、4月から10月までの期間で毎月第3水曜日の勤務時間終了後に、全職員を対象に市役所周辺の美化活動に取り組んでおりますし、今年度、昨年度につきましては、コロナ禍ということで建設部のみでの活動を行っているところであります。

今後は、活動の拡大であったり、参加率の向上であったり、取組内容の強化をしながら、この活動が市職員の美化意識の向上はもちろんであり

ますが、市民の美化意識の向上の一助となるよう期待しまして取り組んでいきたいと考えております。

御提案いただきました草むしりの日を設けることにつきましては、まずは関係団体等の御意見をお伺いしながら、花植えした植樹ますの美化について検討してまいりたいと考えているところでございます。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） 検討していただけるということで大変期待したいと思います。やはり人手をかけないと、あのますだけはどうしてもきれいにしないという事情がありまして、例えば草刈り機械とかでやればいいのかですけれども、やはり花をも傷つけてしまうという可能性もあることから、やっぱり人手がかかるのだというところであります。ぜひ検討していただきたいと思います。

次の資料をお願いします。

では、総合運動公園の東側の通りであります。ちょうど入口の近くのバス停の付近でありますけれども、拡大したのが右側の写真であります。

これは、多分長年の落ち葉とかだ思うのですけれども、茶色く堆積しているというのが見てとれると思います。どうしてここまで放置になってしまったのかと不思議なぐらい、相当積み重なっているわけなのですけれども、こうした部分は、私は機械を使って清掃できたらいいのではないかと思うわけなのですが、聞き取りのときに事前に資料のお渡ししておりましたけれども、今回資料で使うには、メーカー名が入っているものからそれはお示しできないのですけれども。

実は、欧米でどうしてこんなにきれいなロードサイドを実現しているのかということでいろいろ調べました。そうしたら、やはり小回りが利く専用の機械があって、例えば路肩とか道路脇の草もスチール製の回転ブラシでどんどんかき取って、それをバキュームで吸い上げるという機械で

した。落ち葉などは、大きなホースは後ろについているのですが、大きな掃除機をイメージしていただきたいのですが、それで水気、水分があるような葉っぱなんかもどんどん吸っていくということで、短時間でワンオペレーターで、省エネでもありますし省力化にもつながるということで、こういうものを使ってヨーロッパのきれいな町並みというのは維持されているのだという感じを受けたところでした。

資料は十分見ていただいたと思うのですが、実はそういう機械、大変財政の問題もあってお金もかかるものでもありますから、あまり無茶なことは言えないと思うのですが、きれいな町並みを維持するためには、そうしたのも活用することをぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 路面清掃車を使った清掃というところかと思います。

本市におきましても路面清掃車を持っておりまして、ただ、先ほどから御指摘のように、様々な場面には適用できないという課題がありますので、今後、今の機械につきましても15年ぐらい使っているというような状況もありますので、路面清掃車の更新時期に合わせて様々に検討してまいりたいと考えているところであります。

○相田克平議長 島貫宏幸議員。

○19番（島貫宏幸議員） 今の機械とは別にもう1点提案して、事前に資料をお渡ししていたのですが、国内メーカーはなかなか見当たらずで海外メーカーでした。実は100度近い温度で草にまくと、たんぱく質が、要はお浸しになる状態なものですから、草が枯れるということで、今は農薬とか除草剤の問題もありますし、気にされる方も多くいらっしゃると思います。そうした方々にも安心して道路を通行していただくためのそうした器具です。機械も入りにくいというところにも十分、お湯をか

けただけで3日後には枯れているという検証もできているようです。

そうした機械は、国内のロードスイーパーの会社でも8年ぐらい実績があるのだということで、大変効果があるということで情報も出ておりますけれども、そうしたものもぜひ検討していただければと考えますけれども、いかがでしょうか。

○相田克平議長 吉田建設部長。

○吉田晋平建設部長 熱湯による除草という件かと思いますが、やはり歩道の縁石から雑草が生えているというところがございます。そういったところから、御提案ありましたので、来年度、試験的にどういった効果があるかというところについての検証をしてみたいと思いますし、市のみならず、県にも情報提供などをさせていただきながら対応していただけるように、こちらからも情報提供をしたいと思っております。

○相田克平議長 以上で19番島貫宏幸議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時07分 休 憩

~~~~~

午後 2時17分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、新型コロナウイルス感染症による危機への対策について外2点、7番小久保広信議員。

〔7番小久保広信議員登壇〕（拍手）

○7番（小久保広信議員） 一般質問2日目、4番目、全体で9番目となりました。この順番は6月定例会でも同じでございます。ちなみに私の前の島貫議員は6月も同じ島貫議員であったということで、くじを引かれた小島一議運副委員長に

感謝を申し上げねばならないのかと思います。当局の皆さんも、眠くなる時間帯でお疲れのこととは思いますが、真摯な答弁をお願いし、質問に入ります。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症による雇用危機に対する対策をどう行っていくのかについてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行から1年以上がたった現在でも、労働者の雇用危機は依然として深刻な問題です。とりわけ女性労働者や若年労働者への影響は非常に大きいものになっています。

「新型コロナウイルスと雇用・暮らしに関するNHK・JILPT共同調査」によれば、2020年4月以降、雇用に大きな影響があった割合は、女性が26.3%、男性が18.7%と女性が男性の1.4倍、女性非正規32.1%で女性正社員18.4%と、非正規が正規の1.8倍にも及んでいます。

また、女性や若者が多く働くシフト制勤務では、シフトをカットされても休業補償が支払われないという「見えない失業」、こういった問題が出ています。

このように、新型コロナウイルス感染症による雇用危機が起きていますし、困窮している人への支援策など本市の対策をどのように考えておられるのでしょうか。お伺いいたします。

まず初めに、非正規雇用労働者への支援策をどのように行っているのかです。

非正規雇用労働者への支援策を本市はどのように考えているのか。国や県の施策だけでなく、米沢市としての取組をどう考えているのかお伺いいたします。

次に、生活困窮者や困窮家庭への支援をどのように行っているのかお伺いいたします。

新型コロナウイルス禍で収入が減り、困窮する人に対し、政府は、生活費の貸付制度の拡充を柱とする支援策を打ち出してきました。しかし、仕組みや手続の複雑さに利用が低調とのデータが

あります。

支援団体関係者は、必要なのは、当事者が手を挙げなければならない申請型ではなく、申請を待たず対象者に給付するプッシュ型の支援だと指摘しています。

政府の支援策には主に、一時的な生活費を最大20万円まで貸し出す緊急小口資金と、失業して暮らしを立て直したい人などに最大60万円を3回まで貸す総合支援資金があります。

本来は低所得世帯向けの制度ですが、特例でコロナの影響で減収になった人に対象を広げ、上限額も引き上げています。いずれも市の社会福祉協議会に申請が必要です。

地方紙の記事によれば、母子家庭を対象に実施した調査で、緊急小口資金を知っていたのは69.7%、総合支援資金は48.6%です。制度を知っていた人のうち、申請をした人は緊急小口資金で21.5%、総合支援資金で14.2%に限られ、申請しなかった理由は「どこで話を聞けばいいかわからない」「仕事で時間がない」「以前相談して嫌な思いをした」という声が目立ったとあります。

また、緊急小口資金と総合支援資金は、貸付で、返済が求められます。収入減が続く住民税非課税世帯には、返済免除の特例がありますが、「借金になるのは不安だ」と申請しない人もいると述べられています。

生活困窮者や困窮家庭への支援はどうなっているのでしょうか。支援策の本市独自の取組はどのようなものがあるのでしょうか。お伺いいたします。

また、困窮世帯は長時間働いても貧困状態にあるという大きな問題があります。

さらに、支援策を知らない人が先ほども述べたように多くいます。そのような方にどのようにして、様々な支援策を届けるのか、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、コロナで困窮する学生の支援はどのようなものがあるのでしょうか。日本の場合、教育費

は家庭で負担するものという考えが主流を占めています。親世代の所得環境が悪化する一方で、大学の授業料は年々上昇し、家計負担ではもう限界の状況にきています。

その上、雇用が不安定、卒業しても就職先があるかも分からない、初めて就いた仕事が非正規雇用という若者が4割を占めるという実態です。不安定低処遇の雇用が奨学金の返済を難しくし、返したくても返せない。無理をして返している人も多い状況です。奨学金の問題は、受益者負担主義に基づく教育政策や、雇用破壊をもたらす労働政策の矛盾が象徴的に現れた構造的な社会問題と言えます。

このままでは、結婚、出産、子育てにも影響を及ぼすことになり、貧困の連鎖、少子化、人口の減少にもつながり、社会の持続可能性の観点から見逃せない問題です。

新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化は、学生や奨学金返済を抱える若者たちにも甚大な影響を及ぼしています。

大学の学費高騰、保護者の家計収入や学生アルバイトの減少等により、学費や生活費が賄えず「学びたくても学べない」学生が増えています。教育機会の喪失につながっています。

また、大学生の約半数が奨学金を利用し、卒業後数百万円もの返済に直面する中、内定取消しや採用数の大幅削減など厳しい就職事情が重なり、「返したくても返せない」若者たちも増えています。

このように、コロナで困窮する学生の支援策をどう考えているのでしょうか。学費や奨学金という名の借金に苦しむ若者への支援をどう考えているのでしょうか。また、返済の必要がない給付型の奨学金制度を本市独自の制度としてつくるべきではないのでしょうか。お伺いいたします。

大項目の2番目、地域共生社会の実現に向けた包括的支援事業の構築はどうなっているのかについてお伺いします。

国では、地域共生社会の実現に向けて包括的支援事業の構築事業の実施に向けて取り組んでいます。

本市の第3期米沢市地域福祉計画では、「支えあいの“わ”で築く一人ひとりが輝くまちよねざわ」を新たな基本理念とし、基本目標Ⅰ、関心を持って地域に関わるひとづくり、基本目標Ⅱ、気づき合い支えつなげる地域づくり、基本目標Ⅲ、安心して暮らせる生活環境づくりを柱として各施策に取り組んでいます。

また、高齢者、障がい者、子供、健康といった分野ごとの事業を、地域福祉の視点で捉え、連携して取り組んでいます。

そして、身近な圏域において、市のみならず、地域住民、事業者の皆様に御協力いただき、地域共生社会の実現を目指していきたいとしています。

包括的支援事業の構築に向けた取組はどのように行われているのでしょうか。お伺いいたします。

また、民生委員・児童委員の役割についてどう考えているのかお伺いいたします。

さらに、地域福祉計画基本施策1－(1)福祉意識の醸成で、民生委員・児童委員の活躍の周知として、様々な広報媒体を活用し、民生委員・児童委員のPRを強化するなど、市民への理解を深めます。あわせて、町内会など、まちづくり組織と民生委員・児童委員との連携強化を図っていきますとしています。どのような取組を行っているのでしょうか。

次に、断らない総合相談支援窓口の創設はどうなっているのかお伺いいたします。

基本施策のⅢ－(2)寄り添い支えていく取組で、断らない総合相談体制の整備で、「介護、障がい、子供、困窮の相談支援に係る事業を一体的に実施し、本人・属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援を実施します」、「各制度の相談支援機関を総合的にコーディネートする担当職員を配置し、支援チームとして包括的・総合的

な相談体制を構築します」としていますが、どのように取り組んでいくのかも併せてお伺いいたします。

次に、民生委員・児童委員に対する自治体からの個人情報の提供はどうなっているのかお伺いいたします。

民生委員・児童委員は、特別職の地方公務員とされ、個人情報保護法を所管している消費者庁では、民生委員に個人情報を提供していない自治体に対し、過剰反応と指摘して調査を実施しました。

その報告では、民生委員・児童委員が要支援者への支援活動を実行するためには、その人物に係る個人情報がなくては対応できません。

「つなぐ先」が不明では、適正な対応ができません。そのために、民生委員・児童委員が特別職の地方公務員とされ守秘義務が課せられています。

個人情報保護法に定められた「秘諾対象事業者」から外されているのです。行政当局からの情報の不提供は、要支援者への正しい支援がかなわない原因となること、要支援者の不利益になることを認識すべきです。

厚生労働省では、市民の見守りの主体は行政の職務と規定しております。その中で、特に日常に見守りが必要とされる要支援者を担当地区民生委員に依頼し、対応する旨の指導を行っています。なぜならば、障がい者・高齢者・要介護者・不登校児・生活保護受給者・要援護母子家庭などの情報は、全て自治体行政担当で把握しているはずですから当然です。民生委員・児童委員は、行政からの情報を基に要支援者に寄り添い、相談相手となり、必要なフォローと、状況によっては専門機関につなぐ役割を果たしています。当然それらの活動の中で新たな要支援者を発見し、行政やしかるべき機関に連絡し対応する必要があります。民生委員・児童委員への情報開示は、必須であります。令和3年7月6日に、東部

地区民生委員児童委員協議会が令和3年度行政と単位民生委員・児童委員協議会会長との懇談研修会で「提言、米沢市民生委員・児童委員連合協議会の事務局を米沢市社会福祉協議会から米沢市社会福祉課に移設を希望します」で述べています。

本市の民生委員・児童委員に対する自治体からの個人情報の提供はどうなっているのかお伺いいたします。

次に、民生委員・児童委員連合協議会事務局をどうしていくのかお伺いいたします。

山形県における民生委員・児童委員連合協議会の事務局は、13市の中で米沢市、長井市、尾花沢市の3市が社会福祉協議会に委託され、他の10市が行政当局内に設置されています。

町村で見れば、22町村のうち、5町が社協に事務局を委託しており、17町村が行政内に事務局を設置しています。

全国的に見ても、約7割近くが行政部局内に民生委員・児童委員連合協議会事務局を設置しています。

東部地区民生委員児童委員協議会が提言している民生委員・児童委員連合協議会事務局を社会福祉協議会から社会福祉課に移すことについてどのように考えているのかお伺いいたします。

大項目の3番目、北部小学校調理室の増改築工事をどのように考えているのかお伺いいたします。

北部小学校調理室の増改築工事は、平成26年に設計までできていましたが、当時の急な財政難で工事が延期されたままです。

学校給食検討委員会でも、小学校は自校方式とされ、適正規模・適正配置でも、北部小学校はどちらも統合せず、単独校として存続するにもかかわらず、そして財政状況が好転しても、北部小学校の調理室の増改築工事が行われていません。

行わない理由は何なのかお伺いいたします。

次に、平成26年に設計し、増改築を行おうとし

た理由は何だったのでしょうか。そして、現在は、その改築する事由が解決されたのでしょうか。お伺いいたします。

最後に、改築しない理由は何なのかお伺いいたします。あわせて、子供たちの食の安全を施設面で、どう考えているのかお伺いいたします。

以上、演壇での質問といたします。

○相田克平議長 安部産業部長。

〔安部晃市産業部長登壇〕

○安部晃市産業部長 私からは、1の(1)非正規雇用労働者への支援をどのように行っているのかについてお答えいたします。

議員の御意見にありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化による雇用面への影響は非常に大きく、とりわけ非正規雇用労働者の雇用危機は、全国的に深刻な問題となっております。

厚生労働省が、都道府県労働局の聞き取りや全国のハローワークに寄せられた相談・報告などを基に、新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響について行っている調査では、本年8月20日現在で、令和2年2月から全国の解雇見込み労働者の累積者数11万3,655人であるのに対し、調査の開始時期が異なりますけれども、昨年5月からの解雇見込み労働者数のうち非正規雇用労働者の累積数は5万2,767人となっており、非正規雇用労働者数の割合が非常に高くなっております。

また、山形県内の状況につきましては、本年8月20日現在で、雇用調整の可能性がある事業所の累積数が3,447事業所、同様に解雇見込み労働者は、一部既に解雇、雇止めをされた人を含めた累積数が1,316人となっております。

なお、ハローワーク米沢管内の雇用状況につきましては、直近の本年7月の有効求人倍率は1.07倍となっており、コロナ禍で最も低い有効求人倍率だった昨年6月の0.71倍からは回復傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響が確

認される以前の令和元年12月の1.21倍までは回復していない状況であります。

こうした状況の中、非正規雇用労働者に特化した市独自の支援制度はございませんが、国、県、ハローワーク及び地域団体等と連携しながら、国や関係機関などの各種支援制度の利用の周知に努める一方で、困窮している方からの相談や問合せがあった場合には、利用可能な各種支援制度を御活用いただけるよう丁寧に説明するとともに、ハローワークや関係機関等に取り次ぎを行いながら、様々な支援が受けられるよう個別に対応しております。

具体的な支援制度を申し上げますと、給付金制度としましては、厚生労働省による新型コロナウイルス感染症の影響により休業を余儀なくされた労働者で、事業主から休業手当の支払いを受けることができなかった労働者を対象とした新型コロナウイルス感染症対応休業支援金給付金制度がございます。

この給付金につきましては、非正規雇用労働者も支給対象であり、本人による直接の申請も可能となっております。

また、就労支援制度としては、独立行政法人高齢・障がい・求職者雇用支援機構山形支部山形職業能力開発促進センターによる様々な訓練プログラムがございます。

このプログラムにおいては、溶接、住宅デザイン施工、電気設備技術、CAD及び福祉住環境サービスなどを訓練対象としており、テキスト代を除き無料で訓練を受けることができることに加え、受講者の早期就職に向けて就職支援アドバイザーによるフォローアップも行われております。

市としましては、これらの各種補助支援制度や公共職業訓練事業などについて広く周知に努めるとともに、困窮されている非正規雇用労働者の方々に積極的に御活用いただけるよう、引き続き国、県、ハローワーク及び地域団体等と連携しながら支援に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

〔山口恵美子健康福祉部長登壇〕

○山口恵美子健康福祉部長 私からは、1の新型コロナウイルス感染症による危機への対策についての（2）と、2の地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備についてお答えいたします。

初めに、1の（2）生活困窮者や困窮家庭への支援をどのように行っているのかについてお答えします。

生活困窮者への支援策として、本市では、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業を実施しており、市からの委託により社会福祉協議会内に米沢市生活困窮者自立支援センターを設置し、生活の困り事や不安に対する様々な相談を受け、各種支援制度や関係機関につなぐ役割を担っております。

この事業での相談件数につきましては、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方からの相談件数が増加しており、令和2年度の相談件数は4,182件と令和元年度の約1.4倍に増加しております。また、令和3年7月までの相談件数は1,635件で、前年同月の相談件数の約1.2倍と増加しており、昨年度より増加傾向が続いている状況です。

これら増加する相談件数に対応するため、また、アウトリーチによる支援を充実し、より柔軟に対応できる相談支援体制を目指すため、今年度は相談員の人員を2名から3名に増員しております。

その他の支援策につきましては、本市では、生活困窮者自立支援法に基づく支援事業のうち、失業者や休業等による生活困窮者への支援策として住居確保給付金事業を実施しております。これは、就職活動に専念できるよう、生活の基盤となる住まいを確保するため家賃費用を給付するものですが、令和2年度は43世帯に対し延べ176月分、約500万円を給付いたしました。令和3年度

は8月までの5か月間で24世帯、延べ82月分、約230万円を給付しており、前年同月までの給付実績の約1.5倍に増加している状況です。

今年度からの支援策といたしまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業を実施しており、山形県社会福祉協議会が行っている緊急小口資金等の特例貸付けを利用していた世帯で、総合支援資金の再貸付けが終了するなどにより特例貸付けを利用できない世帯に対し、自立支援金として単身世帯に月6万円、2人世帯に月8万円、3人以上世帯に月10万円を3か月支給するものとなっております。

この事業に関しましては、再貸付けが終了した全28世帯に案内文を送付しており、8月31日現在で3世帯が申請しております。

なお、総合支援資金の再貸付けの申請期間がこのたび延長されたことを受け、本支援金の申請期限も当初の8月31日から11月30日までに延長されることになりましたので、今後、改めて申請についての御案内を行い、支援につなげていきたいと考えております。

続いて、本市独自の生活困窮者支援の取組につきましては、令和2年度に生活困窮者応援米給付事業を行い、県社会福祉協議会が実施する総合支援資金、緊急小口資金、米沢市社会福祉協議会が実施する生活福祉資金、本市が実施する生活困窮者自立支援制度を利用または新たに申請する世帯を対象に、世帯1人当たり5キロのお米を給付し、計314世帯に対し726袋3,630キロのお米を給付しました。

令和3年度は、生活困窮者応援商品券給付事業を行っており、さきに申し上げました生活困窮者応援米給付事業と同じ制度を利用、または新たに申請する世帯を対象に、単身世帯には5,000円分、複数世帯には1万円分の米商連お買物券を商品券として配布しており、8月26日現在、対象となる399世帯の61%に当たる242世帯に対し、約200万円の商品券を給付しております。

こちらにつきましても対象者全員に案内文を送付しておりますが、再度案内等を行い、対象となる全世帯への給付を目指していきたいと考えております。

さらに、商品券給付時には、女性のいる世帯を対象に生理用品を配布しており、100世帯134人に配布しております。

こちらの支援策の周知につきましては、広報やホームページに掲載し、事業内容を紹介しております。また、支援策によっては対象となる世帯等へ直接通知文を送付するなど対応しております。そのほかにも、年に1回広報配布に合わせ、米沢市生活自立支援センターを紹介するチラシを隣組回覧で配布し、支援制度及び相談窓口の周知を図っております。

続きまして、2の（1）断らない総合相談支援窓口の創設はどうなっているのかについてお答えいたします。

包括的支援体制の整備として、社会福祉法が改正され、新たに重層的支援体制整備事業が明記されました。本市におきましても当事業の実施に向けて、まずは健康福祉部における相談体制を強化するため、令和3年5月、新庁舎開庁に合わせ福祉総合相談窓口を社会福祉課内に設置したところです。

これにより、どこに相談すればよいのか分からない方や、制度のはざままで相談支援を受けられないような方の支援の入り口となることが可能となりました。

また、健康福祉部各課で受ける相談を福祉相談として一体的に把握し、その傾向と課題の分析に努めております。

さらに各課に連携担当者を配置し、定期的に連携会議において情報共有することで内部連携の円滑化が図られております。

今後は、窓口全体の制度理解を平準化し、相談援助技術の向上を目的とした研修等も実施していく予定としております。包括的な支援体制の構

築に向けた第一歩として健康福祉部内の連携強化を図りたいと考えております。

なお、窓口設置後、7月末までの3か月間において、健康福祉部4課で構成する福祉相談窓口で受けた相談は177件、うち社会福祉課で受けた制度のはざままで問題を抱える相談や複数の問題を抱えて相談先が不明確な相談などのいわゆる福祉総合相談の件数は8件となっています。

次に、民生委員・児童委員の役割についてですが、地域共生社会の実現に向け、民生委員・児童委員の方々には日頃から地域において支援を要する方に寄り添い、身近な相談役として、また行政や相談機関へのつなぎ役となっていきたいと考えております。いつでも相談できる人が地域に存在することは、市民の皆様の安心につながるものであり、一人も取り残さない地域共生社会の実現のために不可欠なものです。

今年度は、民生委員・児童委員の存在を広く周知するため、その活動内容や役割について市報において特集のページを設けたところです。また、地域で活動する民生委員・児童委員は、町内会をはじめとする自治組織との関わりを保つことが大変重要となります。現状、各地区の民生委員・児童委員協議会が主体となり関係構築を推進しておられるわけですが、市から町内会等の自治組織への周知等を通じての連携体制強化にも努めてまいります。

次に、断らない総合相談支援窓口の構築についてですが、さきにも申し上げましたが、令和3年5月から福祉総合相談窓口を設置したことにより、制度のはざままで問題を抱えてしまっている方などが相談できる体制を構築するとともに、健康福祉部内の連携を強化することによってワンストップ機能の充実が図られたものと考えております。複数の相談機関の関わりを要する場合にあっては、より円滑に連携できるよう、福祉総合相談窓口配置する職員が調整役としての役割を担うこととしております。

次に、（２）民生委員・児童委員に対する情報提供はどのように行っているのかについてですが、民生委員・児童委員への個人情報の提供につきましては、個人情報保護条例に基づき、御本人の同意を得た場合や法令に規定される場合、及び緊急でやむを得ない場合などに情報提供を行っております。本市が所有する情報はとてもデリケートな情報も含まれており、その情報提供においては、十分な配慮を必要とします。よって、本人の同意を得た情報について提供を行っている状況にあります。

しかしながら、市民の方の生命を守ること、必要な支援につなげること、また地域社会とのつながりの希薄化などの社会変化に対応することも必要となっております。このことから、現在、健康福祉部内で現状の整理を進めているほか、他市の状況についても情報を収集しているところであり、それらを参考にしながら情報提供の在り方について、市内部においても十分検討していきたいと考えております。

（３）民生委員・児童委員連合協議会事務局の在り方についてお答えいたします。

米沢市民生委員児童委員連合協議会から事務局を社会福祉協議会から社会福祉課内に移転してほしい旨の要望が出されていることにつきましては、その要望の内容、移転の理由について精査した上で、市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員連合協議会の３者で十分な協議の上、検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

〔遠藤直樹企画調整部長登壇〕

○遠藤直樹企画調整部長 私からは、１の（３）困窮する学生への支援についてお答えいたします。

初めに、コロナ禍を受け、本市がこれまで取り組んできた学生に対する支援策についてであります。昨年度は、帰省自粛学生への米支援として、県境をまたいだ実家等への帰省を自粛する学

生に対し、置賜産のはえぬき５キロを贈る支援を行ったところであります。

また、今年度におきましては生理の貧困が社会問題となっていることを踏まえ、５月に生理用品の無償配布を実施し、市内の３つの大学と三友堂看護専門学校の女子学生約１,３００人に対して支援を行いました。

また、長引く影響を踏まえ、本年６月定例会において補正予算の議決をいただき、７月から、市内大学に在籍する学生と市外の大学等に在籍する学生を扶養する市内在住の保護者に対し、米沢市商店街連盟の買物券５,０００円分を支給する米沢市大学生等応援事業を実施しているところであります。

いずれの支援に対しても、多くの学生から感謝の言葉が届いており、経済面のみならず精神的にも苦勞している学生への支援として効果があつたものと考えております。

引き続き学生の声を聞きながら、国や県、民間団体等の支援についても注視し、市として必要な対策を講じていきたいと考えております。

次に、学費や奨学金制度に関してお答えいたします。

学費や奨学金の制度設計につきましては、国民がその能力に応じてひとしく教育を受ける権利の下で、まずは国が考え実施すべきものであると考えております。

学費に関しては、住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯の学生に対して授業料や入学金の減免が行われており、コロナ禍などで家計が急変した場合は、そうした影響を考慮した基準とする特例措置が取られております。

また、奨学金に関しては、コロナ禍以前より奨学金返済が困難となっているなどの声があり、貸与型奨学金において、無利子枠の拡充をはじめ、所得に応じて返還額が決まる制度の導入、返還が困難になった場合のセーフティーネットの拡充などの措置が実施されてきております。

また、平成29年度に給付型の奨学金制度が初めて導入され、令和2年4月からは、支給額月額の増額、住民税非課税世帯に準じる世帯の追加、高校などごとの推薦枠撤廃などの大幅拡充が図られるとともに、コロナ禍などで家計が急変した場合には、通常年2回の申込みを随時受付する特別な対応も取られております。

こうした国の奨学金制度に加え、本県では平成27年度から、奨学金の貸与を受ける大学生などが卒業後、県内に定住・就業した場合に、市町村、企業などと連携し奨学金の返還を支援する事業を行っており、本市でもこの制度を活用し、これまでに57名の方が申請されております。支援額は月額2万6,000円に認定を受けた年次以降の奨学金貸与月額を掛けたものとなりますので、例えば4年制大学で1年次に認定を受けた場合の最大額は124万8,000円となり、これを県と市が2分の1ずつ負担する仕組みとなっております。

こうした制度に取り組んでおりますので、さらに本市独自の奨学金制度を創設することにつきましては、現時点では考えておりません。

今後とも制度の周知に努め、学生に対する支援を行ってまいります。

私からは以上でございます。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私から、3の北部小学校調理室の増改築についてお答えいたします。

初めに、(1)の平成26年に設計し、増改築を行おうとした理由とは何かと、(2)の現在はこの増改築工事をする理由は解決したのかについて、併せてお答えいたします。

北部小学校につきましては、以前、特別教室の入った木造校舎がありました。また、耐震診断の結果、危険と判断されたことから東屋内運動場が取り壊され、屋内運動場の必要面積に大幅な不足が生じた状況にあり、学校教育活動を行う上で、屋内運動場の整備が喫緊の優先課題となっております。

りました。

当該木造校舎は、普通教室棟の校舎と西屋内運動場との間にあり、取り壊した場合、普通教室棟の校舎と西屋内運動場をつなぐための渡り廊下を新たに整備する必要があったことから、この渡り廊下部に接合させる形で、老朽化が見られた給食調理施設の整備も併せて実施計画事業として実施することを想定したものでした。

しかしながら、実施計画事業として事業を推進する過程において、給食調理施設については、米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の検討作業の推移を十分に見極めて配慮しながら取り組むべきものとされたことから、木造の特別教室棟及び東屋内運動場の整備事業を優先して実施計画事業として実施したものです。

給食調理室の建て替えは見送られましたが、給湯設備、手洗器等の水回り設備や厨房機器類について老朽化が進んでおりましたので、必要な改修、修繕、設備の更新、機器の入替えを段階的に実施してまいりました。

これら一連の改修や設備の更新、機器類の入替えなどを実施してきたことにより、現時点において、北部小学校の給食調理施設の調理施設としての機能は、安全な給食を提供するレベルを満たしているものと認識しております。

ただ、最新の学校給食衛生管理基準に準拠した調理環境の整備については、老朽化とは別に今後取り組むべきものと捉えております。

また、調理室内の室温について、強い火力で調理する献立の場合やその日の気温等も影響し、とても高くなることがあることから、調理施設内の労働環境に影響を及ぼす可能性があることを認識しております。

この状況を改善するため、北部小学校給食調理施設の適切な温度管理のための改修を短期的な計画として位置づけ、取り組んでいきたいと考えております。具体的には、エアコン等の空調設備等を整備することが必要であると認識しており、

調理施設内の温度管理が行えるよう早急に取り組んでいきたいと考えております。

次に、（３）増改築しない理由は何かについてお答えいたします。

北部小学校は、米沢市適正規模・適正配置等基本計画において、単独校として位置づけられたところです。これにより、給食調理施設については、自校分の給食のみを提供する施設として維持していくことが必要になると考えております。

今後は、北部小学校の校舎全体の学校施設長寿命化対策との整合性も考慮しながら、合理的で効果的な整備を行うことが求められるものと考えております。米沢市学校施設長寿命化計画の中間見直しである令和７年度に向け、同計画における実施計画への登載を含めて検討していきたいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○７番（小久保広信議員） 答弁ありがとうございました。予定された答弁だったと思いますが、項目順に再質問させていただきます。

非正規雇用労働者への支援策です。答弁によると、米沢市独自のものは無いというところで、米沢市に住んでよかったと思ってもらえるように、そういった米沢市独自のものを行っていく必要があるのではないかと強く思うのですが、その点いかがですか。

○相田克平議長 安部産業部長。

○安部晃市産業部長 労働者に関する支援制度については、事業規模も大変大きくなりますので、市独自の支援策、これはなかなか難しい状況でありますけれども、国などの様々な支援制度があります。また、県でも、本年度新規事業としまして、40歳未満の女性の非正規労働者の方を正社員へ転換する場合の支援策であったり、賃金をアップする策を設けております。

こうした非正規雇用労働者の方が御利用できる各種支援制度について国や県、ハローワーク、そして地域団体とも連携しながら、積極的に周知を

していき、利用促進を図ることで支援につなげていきたいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○７番（小久保広信議員） 実際にはなかなか大変だ、予算的にも大きくなるというのは分かるのですが、それならば、国、県が行っているものに市が上乗せをするといったそういった施策も一つの施策だと思います。そこは検討をぜひお願いしたいと思います。

次に、生活困窮世帯の関係ですが、生活困窮世帯では、長時間労働などの影響で新聞や広報を見ていない、見られない、情報を取得する量が少ないと言われています。この点について、先ほど民生委員への情報提供というお話もしましたが、そういった民生委員との連携というのはどのようなになっているのでしょうか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 各地区の民生・児童委員の方々との連携についてですけれども、市から民生委員等に対し支援策の周知の協力を依頼しております。また、研修会や理事会などの場を通じて、各課の事業概要の説明をさせていただいております。生活に困っている人に対しては、米沢市生活自立支援センターを紹介し、御相談いただくよう周知、説明を行っているところです。

これからも引き続き民生・児童委員の方々と連携し、事業の推進に努めていきたいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○７番（小久保広信議員） 先ほどの答弁でもありましたが、実際皆さんが申請をしているという状況にはないと思いますし、一つは、そういった制度を利用した人に米沢市は新たなお知らせをしている状況があります。そこから、もともとさきの制度を利用しなければ漏れてしまっている人がいるのではないかと思います。そうした場合、やはり民生委員さんは地域で活動なされているわけですから、そういった方としっかり連

携して、利用していないけれども困窮状態にある人、そういった人を救っていく必要があると思うのですが、その点はいかがですか。すみません、再度。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かにそのとおりかと思えます。市民の方、身近にある民生・児童委員の方々が生活に困っている方々を発見し、またその方に寄り添っていただけるということは非常に重要なことと捉えております。また、それを市の行政につないでいただくというのも民生・児童委員の方々の役割の一つであると思っておりますので、そのようなことも含めまして民生・児童委員の方々とは連携を図っていきたいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） ぜひその点については情報提供も含めてしっかりと行っていただきたいと思えます。

7月から支給を始めました生活困窮者自立支援金、先ほども答弁でありましたけれども、これが低調だと言われています。7月時点の支給決定件数は国の想定の約1割にとどまっているという報道もなされているのですが、本市の実態、先ほど出ていましたけれども、これが低い理由というのはどういう理由だと考えておられますか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 制度としては結構充実した制度であると思っております。それが普及しない理由につきましては、詳細をこちらで詰め切れていないところがございます。

ただ、先ほども申し上げましたように、現在28世帯の方に案内を出し、3世帯の申請ということで、残り25世帯の方につきましては引き続き積極的にこちらからも御案内を差し上げていくように対応したいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） この前の新聞報道にも

あったのですが、結局さきの制度を使っていないと、この支援金も受けられないというそういった制度設計になっています。さきの小口融資資金であつたり、支援金であつたり、結局は借金だということで、壇上でも申し上げましたが、借金は嫌だ、不安だということで利用していない方々もいらっしゃる。自分らで頑張っていると。貯金も100万円以下だとかそういった話もありますし、条件的に厳しいということで、制度を使っていなければ使えない、そういった制度になっているということで、そこはしっかりと国などに対してもっと使いやすい制度にすべきだという要望をぜひしていただきたいと思うのですが、その点はいかがですか。

○相田克平議長 山口健康福祉部長。

○山口恵美子健康福祉部長 確かに制度があっても、使いにくいものであつては本来の役割、目的を達成できるものではないと考えております。議員の御提案のとおり、こちらでも国、県などを通して積極的に働きかける機会があるかどうか、機会も含め検討いたします。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） ぜひそこはお願いしたいと思えますし、しっかりと要望していただきたいと思えます。

次に、学生の関係ですが、なかなか奨学金は難しいのだというお話ですが、やはり返す必要がない給付型の奨学金制度を本市が中心となって、市だけではなくて経済団体、様々な団体と一緒にあって本市独自の奨学金制度を、とりわけ米沢市に就職すれば返すことがないであつたり、給付型ですから返すことはないのですが、そういった制度をつくるべきだと思うのですが、その点再度伺います。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 やはり奨学金制度になりますと、相当多額の費用を要することが想像されますので、なかなか今すぐつくるとことは難

しいのかと思っております。

また、やはり教育としての奨学金制度は国が一番につくるべきものかと考えてございますので、そういった点でも御理解いただきたいと思います。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 国が、確かにそのとおりなのですが、米沢市に帰ってきてもらえる、そういった施策として考えていただければと思います。

続いて学生に対する支援ですが、各大学と共同して、大学の学食で使える無料チケットを配るとか、食料品、弁当を支給するという、そういった費用を補助するという、そういった学生支援などはできないでしょうか。その点、どうお考えですか。

○相田克平議長 遠藤企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 現在、先ほども答弁いたしましたとおり、大学生等に買物券を5,000円分お贈りする事業を行っておりますので、その効果を見計らった上でいろんなところで連携をしながら、何か学生のための支援ができないかということを考えていると思っております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） ぜひそこはお願いしたいと思います。

最後に、時間がないので、北部小学校は、根本的に改築しようとしたのは老朽化だったのではないですか。建物が老朽化しているから改築しようとしたのではないのでしょうか。その点、再度お伺いします。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 これまで何度か答弁させていただきましたとおり、施設設備の老朽化と、一言で言ってしまうとそれが理由かと思えます。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 建物自体が老朽化している状況だと私は思います。給湯設備等々の改善

を行ってきて、非常に空調、お湯のパイプが通ったりとか、そういった何か綱渡りのな努力をなされたのでしょうし、そこは敬意を表しますけれども、なかなか根本的な解決には至っていないと思うのです。やはりそこは、先ほどもありました単独校です。長寿命化計画もあるのでしょうかけれども、やはり老朽化した建物というのは否めないですし、様々な問題が出ている。私も聞いていますし、教育委員会も聞いていらっしゃると思います。ぜひそういった点を考えて、改築すべきだと思うのですがいかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 やはり学校給食は教育の一環でありますし、安全な給食を提供することについては重要なことと考えております。したがって、まずは先ほど教育長から答弁ありましたように、給食室内の温度、湿度の管理でありましたし、そういった労務環境を整えながら、まずは施設につきましては長寿命化計画の実施計画、この見直しに当たりまして、それに向けて検討していきたいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 既に建物自体が老朽化しているのです。そこをきちんと解決しなければ、小手先のところで何ぼやっても安全を保てないのではないかと私は思います。

時間もあれなので、そこはしっかりと子供たちの安心・安全ということであるならば、そこはきちんとやっていくべきだと思いますし、それをしなければ、平成26年に老朽化で設計をしているわけですから、古いから、それなりにもてば、渡り廊下を造るだけということになったのでしょうかけれども、調理室も併せて改築をするということは調理室自体が老朽化している、こういうことだと思います。ぜひそのことを考えて、長寿命化計画も必要ですけれども、それとは別に、子供たちの安心・安全を考えて、早急に改築すべきであると思うのですが、再度その点いかがですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 繰り返しの答弁になってしましますが、まずは労務環境を整え、施設整備、その辺の更新につきましては、改めて学校施設の長寿命化計画、この見直しの中で検討を進めてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 小久保広信議員。

○7番（小久保広信議員） 長寿命化計画、ずっと出ていますけれども、そこは別個にというか、その前に計画を立てたものですから、そこはしっかりと捉えていただきたいということを申し上げて終わります。

○相田克平議長 以上で7番小久保広信議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時17分 休 憩

午後 3時27分 開 議

○相田克平議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
ここで、あらかじめお諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○相田克平議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、米沢市学校給食基本方針等について、10番高橋壽議員。

〔10番高橋 壽議員登壇〕（拍手）

○10番（高橋 壽議員） 私の質問は、米沢市学校給食の基本方針などについて7項目です。

（1）六郷小、広幡小、塩井小の統合小学校の

給食調理方式は、自校調理方式——単独調理方式といいますが——とするのかどうか。

（2）小学校の給食室の今後の整備で、改築や増築するための敷地が確保できない小学校があるとする小学校はどこなのか。

（3）中学校を親子方式にした場合、小中合計の学校給食施設整備費の試算額はどのようになるのか。

（4）中学校給食センター、令和8年開設予定とされておりますけれども、開設時の調理数とバックアップ機能分も含めたその内訳はどのようなものか。また、その後の推移はどうなるのか。

（5）統合中学校の自校給食調理場の検証結果について、建設するために必要とした用地面積、（仮称）東中（現一中）、（仮称）北中（現四中）、（仮称）南西中（現二中）の、それぞれ550平米、470平米、550平米が必要と教育委員会を出しておりますが、どのように積算されたものかお伺いしたいと思います。

（6）給食センターの食物アレルギー対策について、他市の事例を含め研究していくとしておりますが、例えば山形市、長井市、東根市などの給食センターでの食物アレルギー対応食材品目数はどのようなになっているのか。

（7）センター調理方式のデメリットとする事故などの場合のリスクについて、自校方式との比較でどのように検討されたのか。

以上、7項目について伺います。

○相田克平議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私から、高橋議員の米沢市学校給食基本方針等についての御質問にお答えいたします。

初めに、（1）広幡小、六郷小、塩井小の統合小学校の給食調理方式はとの御質問ですが、今般策定いたしました米沢市学校給食基本方針とこの方針を実現するための給食提供の方法に関する基本的な考え方に基づき、小学校については、

食の大切さ、作り手への感謝の心を育むための食育を目指すことを重視し、身近で食に触れる機会を大切にした自校での調理方式を基本とすることとしています。

今後、適正規模・適正配置等基本計画に基づき進められる予定の広幡小、塩井小及び六郷小の統合小学校における給食提供方法についても、この基本的な考え方に沿って取り組んでいく必要があるものと考えております。

次に、（２）今後の小学校給食室の整備はの御質問にお答えいたします。

米沢市学校給食基本方針の策定過程において様々な検証をしましたが、その中で、特に、現在中学校分の給食を調理している小学校について、同校で、親子給食を継続すると想定した場合、どのくらいの施設規模になるのかについて確認したところ、前提条件として、今後統合が進んだ場合、中学校分として調理する食数が現在より大幅に増加すること、給食調理施設の改修を行うときに最新の学校給食衛生基準及びハサップに準拠した仕様とすることが求められることから、現行の調理施設よりも相当程度、規模を拡大することが必要となってきますが、親子給食を担う小学校においては、その敷地内において、これらに対応するため大幅に増床した給食調理施設を設置する余裕はないものと考えたところです。

一方、親子給食を行わない各小学校において、自校分のみの給食を調理するための給食調理施設を改修する場合、最新の学校給食衛生基準及びハサップに準拠した仕様とするためには、現行の施設の構造上、現地での改修が困難な小学校があります。その場合には、同校の敷地内において新たに用地を確保する必要性が生じます。このようなケースについては、既存学校施設の長寿命化対策を講じる際に、一体的に検討する必要がある出てまいります。

また、現行の給食調理施設の構造上、最新の学校給食衛生基準等への対応に当たり、現地での改

修が可能な小学校につきましても、既存の学校施設の学校施設の長寿命化対策の検討を進める中で、学校の各校舎施設全体の配置や対策方法との整合性を考慮しながら、適切に改修整備を行う必要があると考えております。

次に、（３）給食施設整備における事業費に関する検証についてですが、中学校分の給食を親子方式で提供すると仮定した場合の親校とその他の自校分のみの調理を行う各小学校の給食施設を改修しようとした場合に想定される事業費の合計額はどうかという御質問の趣旨と思いますので、お答えいたします。

先に米沢市学校給食基本方針等について、市政協議会において説明させていただいた際にお示しました資料にも記載しておりますが、親子方式を継続し、統合後の中学校３校に対して給食を提供すると仮定した場合に、中学校分の調理を行う親校となる小学校の給食施設の改修整備に係る事業費と、その他の各小学校の給食施設の改修整備に係る事業費を合計すると、29億5,362万8,000円といった試算をしていたところです。

次に、（４）中学校給食センター開設時の調理食数とその内訳は、また、その後の推移はどうかという御質問についてですが、給食センターの開設を予定しています令和８年度時点において、センターから給食を提供する対象者数は、中学校の全生徒、教職員及びその他学校に配置されている職員など、中学校において給食の提供が必要となる者の合計人数となります。

現時点では、生徒及び教職員等を合わせて約2,100人程度と想定しています。また、令和９年度以降については、現時点で見込まれるのは令和15年度までとなりますが、令和15年度時点で、生徒及び教職員等を合わせて約1,600人程度と見込まれます。

次に、（５）統合中学校の自校給食調理場の検証結果についての御質問にお答えします。

議員御指摘の面積については、学校給食基本方

針を策定する検討の過程において、検討材料として、試算したものを指しておられるものと思いますが、当該数値は、統合後の各中学校において見込まれる生徒及び教職員等を対象として、最新の衛生管理基準に基づいて調理した給食を提供できる給食施設設備を整備しようとした場合に必要になると見込まれる調理施設の面積となっています。この面積は、あくまでも当該学校で提供する給食の食数を調理するために必要な設備を配置し、最新の学校給食衛生基準やハサップに準拠した調理作業を可能とする空間を確保するのに足りる施設面積として、給食調理施設の企画等を行うことのできる厨房機器の専門事業者の協力をいただいて試算したものです。ただし、調理師の福利厚生施設（更衣室、休憩室、その他の共有スペース等）については考慮しておりませんので、実際に施設整備を行う場合には、施設整備の面積としては、増えることが見込まれます。

次に、（６）の食物アレルギー対策についての御質問にお答えいたします。

現在、食物アレルギーの対応の事例について調査を進めているところであり、県内の先進事例を見たところ、特に食物アレルギーの人数の多い卵と乳製品に限定した代替食の提供や、乳製品、卵、落花生、そばについて除去食及び代替食を提供しているところがあると把握しているところです。

また、県外では、特定原材料である卵、乳、小麦、エビ、カニ、そば、落花生の７品目のうち、一部の品目で除去食の対応や、品目によっては献立や材料に使用しないとしているところもあるようです。

次に、（７）の給食センター方式の運営についての質問にお答えいたします。

事故が発生した場合、自校方式では、被害は自校にとどまりますが、給食センター方式の場合、被害が給食提供校に及ぶということは、学校給食検討委員会において調理方式別の比較を行った際にも挙げられており、認識しているところです。

事故の大小にかかわらず、事故を起こさないことが最も重要なことと捉えております。そのために、今後、学校給食衛生管理基準に適合した施設整備の在り方について十分検討していくとともに、ハサップの考えに基づき、汚染作業区域と非汚染作業区域を明確に区分し集中管理による衛生管理の整った施設設備となるよう進めていきます。

また、食材の調達において衛生面や安全面への配慮や、食材の保管、調理及び配食等の全ての過程において、衛生管理の徹底を図るなど、施設設備のみならず、学校給食に携わる全ての方々が高い意識を持って調理や洗浄作業など衛生管理に当たり、事故を防止する仕組みを構築し、安全、安心な学校給食の実現に取り組んでいきたいと考えております。

私からは以上です。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○１０番（高橋 壽議員） 質問した項目にことごとく答えていないと思うのです。

私は、（仮称）統合小学校はと主語を定義しているわけです。基本方針のところで方針に沿って整備していくことになるという答弁でしたけれども、私はこの（仮称）広井郷小学校が自校方式なのかと聞いているのです。もう一回答弁いただけますか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 学校給食基本方針、この実現に当たっての手段の中におきましては、小学校は基本的に自校方式を継続すると……（「それは分かっている」の声あり）しておりますので、（仮称）広井郷小学校とこれまで言ってきましたが、この小学校についても同じような考え方で進めるべきと考えております。（「同じような考え方でとおっしゃいましたけれども……」の声あり）

○相田克平議長 高橋壽議員。

○１０番（高橋 壽議員） 同じような考え方でと

おっしゃるならば、(仮称) 広井郷小学校は、その主語の後にお答えいただけますか。自校方式でやるのですかと聞いているのだから、自校方式でやります、やりません、どちらかではないですか。もう一回。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 広幡、六郷、塩井の統合小学校につきましては、これからまた地域に入って統合に関していろいろと検討を進めていくわけですが、基本的に統合となった場合の給食の提供方式につきましては、先ほど申し上げたとおり小学校は自校方式を継続してまいりますので、自校方式でもって基本的に考えていきたいと考えております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番(高橋 壽議員) 基本的なという修飾語は要らないのです。もう一回。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 何度も申し上げますけれども、基本方針を実現する手段として小学校は基本として自校方式を継続してまいりますので、これに基づいて進めていくということになります。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番(高橋 壽議員) はっきりお答えにならないというのは何かあるのではないですか。基本的にという含みを持たせているということについては。私は素朴に聞いているのです。(仮称) 広井郷小学校は自校方式にするのですねと聞いているのです。はっきりお答えにならない、基本的にという含みを持たせているということが、私は何かそういう方向に行かない可能性もあるのではないかと考えているのです。だから何度も聞いているのです。同じ答えしか返ってこないと思いますので、改めてどこかで確認いたしますけれども、そういう何というか言い回しの答弁というのはやめたほうがいいと思います。

それから、いろいろあるのですが、先ほどのリスク管理についても、事故が起こった場合にどう

するかというのがリスク管理、どうするかという議論ではないですか。事故が起こらないようにしますという話が出ましたが、事故が起こった場合どうするかというのがリスク管理なのです。そこを聞いているのです。議論がなされていないのではないですか。教育委員会から頂いた資料には一言もそのことが書いておりません。恐らくやっていないのではないかと思います。

昨日の影澤議員との質問のやり取りの中で、自校給食方式とセンター調理方式で中学校の給食施設を整備した場合、費用計算の話が出ました。それで、当局の答弁では、センター方式のほうが自校方式より高くなるという答弁がありました。そういうことでしたね。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 はい、その答弁のとおりでございます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番(高橋 壽議員) それでもう一つ、教育長からは、長期的なスパンで見た場合でもセンター方式のほうが安くなるということの評価した覚えはないと。長期的に見てもセンター方式のほうが安くなるということではないと答弁されました。そういうことでしたね、教育長。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 先日の影澤議員の一般質問の中で教育長が答弁いたしましたのは、次のような内容でございます。

維持費用について共同調理方式とした場合、年数が長くなると自校方式より安価になるといった評価をした経過はございませんという答弁です。(「はい」の声あり) いいですか。(「いいです」の声あり) 2回目以降の質問の中でこの件について影澤議員から、改めて質問がありましたので答えさせていただいた内容についてさらにお話したいと思いますが、よろしいでしょうか。(「それはいいです、もう結構です」の声あり)

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） そういう答弁だったということでした。

それで、自校調理方式で中学校の整備をした場合と、それからセンター方式でやった場合、最初の建設費用とその後のコストの比較表というのを教育委員会を出しているわけです。今年の3月24日の教育委員会の検討資料ということで。この資料で建設費については自校方式が15億1,800万円、センター方式が16億3,100万円、PFI、これでやった場合は14億6,800万円となるわけです。それで、ランニングコストがそれぞれ、自校方式、直営でやった場合、委託でやった場合、センターで直営でやった場合、センターで委託でやった場合という数字が出ております。このランニングコストについては単年度の金額ですので、教育長が言ったように、このランニングコストについては長期スパンでもセンター方式のほうが安価になることがないという話です。では、一体長期的なスパンでこのコスト比較がどのようになるかということになるわけですが、長期的というのは、昨日影澤議員から話が出ましたが、長井の共同給食センターは15年で38億円の事業です。これは委託方式ですので。では15年でどうなるのかという数字は簡単に出るわけです。今申し上げた数字を、最初の建設費プラス単年度のコストが出ていますから、掛ける15、それを足せばいい話です。

そうしますと、自校直営でやった場合は建設費が15億1,800万円、それからランニングコストが22億6,500万円、合わせて37億8,300万円。同じく委託でやった場合、自校、32億5,800万円。それからセンターで直営でやった場合、51億7,100万円。委託、PFIでやった場合は39億5,800万円となるわけです。その計算は間違いないですね。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 何年でもってどれくらいという数字は手元にちょっとありませんけれども、今議員から質問のあった3月24日付の検討資

料のこの数字でございますが、せんだっての影澤議員の一般質問の中で私から答弁させていただきましたが、学校給食基本方針等の検討過程におきまして、あくまで検討過程において光熱水費、修繕費、人件費等について想定される標準的な費用、これについて、自校方式、センター方式、親子方式の各方式でどれくらいになるかという本当に粗い試算でございまして、実際の基本方針、及びそれを実現するための手法、手段についての検討の中では、あくまで参考にはしましたが、最終的な判断にはしていないということで御理解いただきたいと思います。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 今申し上げた計算の仕方、これは簡単な話です。小学生でも分かる。それで当局が出した数字でやってみると、先ほど申し上げたような数字になるわけです。そうなりますと、自校方式、センター方式、それぞれその差額というのはセンター方式でやった場合が、15年間のスパンでセンター方式のほうが直営でやった場合、13億8,800万円も割高になるのです。それから、委託方式でやっても、センター方式のほうが7億円割高になるのです。しかも、センターのこの建設費用には土地代は含まないということになっていますから、まず平米数がどのくらいか分かりませんが、当局は2,000平米の建物が必要だと、建物だけです。敷地面積は5,000平米必要だという話であれば、さらに3億円から5億円の差が出てくる。つまり自校方式で中学校をやった場合と、センター方式でやった場合、土地代を含めれば、直営でやった場合、17億円から19億円、センターのほうが割高になる。それを委託でやった場合でも10億円から15億円くらい割高になるという話です。それは間違いないですね、そういう話になりますね。うなずいているからそうだと思います。

これは大きな注目すべき話ではないですか。15年間たったら、自校方式でやった場合よりも、セ

センターは直営でやって20億円近いお金がかさ増しする。委託でやっても15億円くらいかさ増しする。これは大きな財政問題です。しかし部長は今も答弁されましたし、影澤議員のところでも答弁されたとおりで、自校方式でやるかセンター方式でやるかという最終的な方針決定に当たり、コスト比較は判断材料にしなかったと答弁しているわけです。この重大な問題を、給食の基本方針を決めるに当たって判断材料にしなかったと。自校方式にするか、センター方式にするか、判断材料にしていないというわけです。そんなことがありますか。15年間で20億円ぐらいの差がつくのです。

それで、仮に自校方式を直営でやってセンターを委託した場合であっても、それでも自校方式のほうが費用がかからないわけです。何でそんなにセンター方式が20億円近くかさ増しする、そういう事業を選択してやろうとしているのですか。そこが私は分からない。市民の皆様だって分からないと思います。私はこれから小学校と中学校を併せて施設整備をしなければなりませんので、一体小学校の場合では、自校方式でやるとおっしゃっていますけれども、やった場合と、センター方式でやった場合、どのように費用の差が出てくるのかと思ったわけです。

それで、この教育委員会の資料を見ましたら、小学校についても各方式について施設整備費及び1年間のランニングコストを試算しましたということが書いてあって、その下に、中学校の自校方式、センター方式のコスト比較表と同じ枠をつくってあるわけです。当然そこに金額が入っているかと思ったら、真っ白なのです。いわゆる白塗り文書です。黒塗り文書というのは情報公開で求めて出てきたことはありましたけれども、白塗り文書というのは私は初めて見ました。一体誰が、いつ白塗りにしたのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 その時点での試算が済んでいなかったことから空欄のまま、もともと資料

にあったと考えております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） そんなことはないのではないですか。ここに各方式について施設整備費及び1年間のランニングコストを小学校についても試算しましたと書いてあって、それで表がありますけれども白塗りなのです。誰かがどういう目的でなのか分かりません。いつの時点かでこれを消してしまったのです。だから私が情報公開で求めたその前に、何らかの意図があって白抜きにしたのか。それとも、これは教育委員会の委員の方との非公開の協議会だったのですけれども、教育委員の皆さん方には数字が入ったものを出して、そして議員の求めに対する情報公開では白抜き、そういう文書を出したということなのかもしれません。あるいは教育委員会の皆さん方も知らないままに白抜きになっていたのかもしれません。こんなことってありますか。どうですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 情報公開請求に当たりまして開示できない情報につきましては、議員おっしゃったとおり黒塗りをしていることはあるかもしれませんが、もともとあった資料の数字を消して提供するということはあり得ませんので、この時点で、この表については空欄だったと考えております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） そうであれば、議長の承認を得て資料をお願いしましたけれども、その資料の一つに、小学校のセンター方式であった場合、総額20億幾らというトータルの数字が出ているのではないですか。内訳の計算をしなければトータルが20億円というのは出てきませんね。内訳の計算が出ていて、それで空白になっていると。これを出してしまったらまずいと思ったからではないですか、白抜きにしたのは。

つまり、先ほど中学校の自校方式とセンター方式のコスト比較をやりました。そうしたら、中学

校の場合で、直営でやった場合は17億円か19億円センターが高くなる。委託でも10億円から15億円高くなる。これは小学校の場合、同じように計算したら、小学校の学校数も多い、食数も多いから、これ以上にセンターでやったほうがかさ増ししてしまう。だからまずいと思って白抜きにしたのではないですか。そうとしか私は考えられません。これから次々と小学校の建て替えをやると言っている中で、こんなにもセンターでやったらかさ増ししてしまう。だから、中学校は取りあえずいろいろあってもセンターでごり押しすると。小学校までやってしまったら、これはかさ増しし過ぎて大変だから、これは自校方式に取りあえずやりますと言っておきましょうと、そういう話ではないですか。そうとしか思えません。どうなのでしょう。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 議員御指摘の小学校のコスト計算の表については、先ほど答弁させていただきましたとおりであります。なお、コスト計算につきましては、これまでも4月以降でありますけれども、市政協議会等で答弁させていただいており、今後事業を進める中にあって、より精緻な数値を積み上げて議会にお示ししたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） これから精緻な数字を出すとおっしゃいますけれども、それはセンター方式を前提にした精緻な数字を出すということですね。この方針を決めるに当たって、コスト比較を無視して、参考にしなかったと。それでセンター方式ということだけを決めて精緻な数字はセンター方式についてやりますといっても、誰が理解できますか。これは大問題ではないですか。20億円も差がつく、十数億円も差がつく。これを判断材料にしなかったというのはおかしい話です。誰も納得できない。

これから市民の皆さん方に学校給食基本方針に

ついて丁寧に説明しますとおっしゃっていて、9月15日にPTAの会長などを集めて説明するという話でしたけれども、このこともしっかり伝えてください。センター方式というのは20億円も割増しになるんだと、それでもやりますと。その際は、その合理的な理由、何でこんなに高いお金をかけて自校方式ではなく、やる理由というのをはっきり説明してください。

それから白塗り。これも誰がいつどういう理由でやったのか、後ほど明確な答弁を下さい。これは大問題です。情報公開の中、あるいは現文書が、ちゃんと数字が入っているにもかかわらず出てきたのが白塗りだなどというのは。まずいものを隠そうという、そういう話ではないかと思わざるを得ないのです。

学校給食検討委員会が7回、本当に議論を重ねて報告書を出しました。その報告書の最後には、この財政面について教育委員会にはどのように求めていますか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 財政面でもしっかり検討して、よりよい方向に進むように検討をお願いしたいと締めくくってあったと思います。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） はっきり答弁してください、はっきり。言いづらいところはごによごによという答弁をしないで、今答弁されたのは、報告書にこう書いてあるわけですが、「米沢市教育委員会におかれては、検討委員会の意見を十分踏まえ、財政面についても検討を加えた上で具体的な方針を策定し、速やかに実現に向け取り組まれるよう期待する」、財政面についての検討を加えた上で方針を決定してくださいと言っているわけです。

部長は、影澤議員の質問にも今日の私の質問に対しても、答弁で、最終的な方針決定に当たってはコスト比較は判断材料にしなかったと答弁しているわけです。学校給食検討委員会の報告書を

尊重してこれまでやってきたのだとおっしゃいますけれども、全然尊重していないではないですか。財政面について検討を加えてください、その上で方針を決定してくださいと言っているのです。そこについてどのように考えていますか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 学校給食検討委員会の報告書は、今議員が述べられたような文言で締めくくられております。

したがいまして、まず先ほど申し上げましたとおり、コスト計算、イニシャルコスト、ランニングコストにつきましては、標準的な単価を用いながら、本当に粗い計算ではありましたが、出させていただいたところですよ。それについては今お手元にある資料に数字が記載されていると思います。

そのほか、様々な条件について検証を進める中であって、4月30日の市政協議会でお示しさせていただいた6つの視点から改めて検討した結果、中学校については共同調理方式ということで結論を出させていただいたという経過でございます。

なお、繰り返しになりますが、コスト計算につきましては、今後改めてしっかりと積み上げてまいりたいと考えております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 検討委員会では、方針を決める前にしっかり財政面の検討を加えてくれと言っているわけです。方針を決める前に財政面を検討してくださいと言っているわけです。その上で方針を決定してくれと言っているのです。全然尊重していないではないですかと思います、私は。

もう一回、繰り返しになりますが、白塗りで出した経過、白塗りになっているコスト計算表について、白塗りになっているその理由を調べて報告していただけますね。今日でなくていいですから。今日は出ないでしょう、確認しなければ。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 何度も答弁させていただいておりますが、白塗りではなくて、そもそも空欄であったと考えております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） だから、考えているのではなくて、確認してくださいと言っています。そのように部長が今は考えているのかもしれませんが、事実として白塗りになっているわけです。空欄になっています、空欄というか真っ白に。だからそこは事実として、なぜそうなっているのかというところを確認して報告していただけますかと聞いているのです。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 どの場でその答えを申し上げればよろしいかですが、今議員おっしゃったとおり確認して報告をさせていただきたいと思っております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 次に、新しい統合中学校に給食施設を造ることができないということで、その必要面積が先ほど申し上げたとおりの数字になっておりました。

それで、影澤議員の金曜日の質疑の中で2階建ての給食室についても検討したと答弁されました。したけれども、動線が2階建てだと難しいということだったので、これはできないのだという答弁だったと思います。なぜ2階建ての給食室についても検討することにしたのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 申し訳ございません。影澤議員の御質問に検討したとお答えいたしました。この方針作成に当たって検討したと申し上げたのではなくて、今回御質問として御提案いただきましたので、その答弁を調整する際にといいことで申し上げたところです。

○相田克平議長 静粛に。

高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） そうしますと、今後検討するということだと、改めて一中、四中の敷地内に自校給食施設を建てられるかどうかということも検討するということによろしいですね。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 中学校は共同調理方式ということで基本方針を進める手段として決定しておりますので、基本的に東中、北中、全て仮称ですが、南西中の敷地内に給食調理場を建設することはありません。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） では何のためにこれから2階建ての給食室が可能かどうかということを検討するということにするのですか。違いますか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 先ほど答弁させていただいたのは、影澤議員からせんだって、2階建てというアイデアもあるのではないかと御質問を頂戴したので、それに対して答弁をするために庁内で検討させてもらったという意味でございます。今後検討する予定はございません。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 違うというか、全然認識が違うし、影澤議員の質問に対して答弁というか、言い方が悪いかもしれませんが、でたらめ答弁ですよ、そうしたら。

そうしましたら、調理する場合の動線が難しいので、2階建てだと立体的になって動線が難しいという答弁をされたことは確かですね。

そうしますと、全国の自治体のそういう2階建ての事例を調べて、いろいろと、どこの動線が悪いのだと、動線が悪い施設が多いのだというそういう結論に至って動線が難しく取れないので、難しくなるので2階建ては困難だということになったのですか。全国の事例をたくさん調べた上で動線が難しいとなったということですね。動線が難しいので造らないと。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 全国の自治体の給食の調理場の実態、あるいは2階建てのいわゆる先例を調査あるいは聞き取りをしながらせんだって答弁させてもらったわけではございません。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） そうしますと、2階建ての給食室を造れるのではないかと影澤議員の質問に対して、そういう給食室があるのかどうか、そういう調査もしない、調べもしない、何となく動線が難しくなるのではないかと推測、憶測の下でこれは駄目だという判断をしたということですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 全国には2階建ての給食調理場があることについては存じておりますが、そちらに調査をかけてという作業はしていなかったということです。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 調査もしないでそういう判断をしたというのは、民間企業だったらちゃんと調査しろと、再調査しろと、再調査ではないです、調査していないんだから。怒られますよ。これは市民の皆さん方の税金でやる事業でしょう。民間でさえそんなことは許されないのに役所は許されるのですか。

そうしましたら、昨年の学校給食検討委員会の第2回、7月に行われた検討委員会に教育委員会は1枚の資料を出しました。これは給食施設のレイアウト図です。これは何の目的で出されましたか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 申し訳ございません。承知しておりませんでした。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） 教育委員会はこのレイアウト図は最近の一番新しい調理室の例として、サンプルとして、こういうレイアウトになるので

すと、今の給食室を造る場合はと、そういう事例を出しました。これは何階建てですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 すみません。繰り返しますが、申し訳ございません。内容等、承知しておりませんでした。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） これは2階建てと書いてあるではないですか。昨年7月に検討委員会にあなた方が出したレイアウト図。これは2階建ての給食室の図面なのです。自分たちが出した図面は、レイアウトが難しい図面を出したのですか、これは。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 申し訳ございません。手元に資料がありませんので、確認ができない部分ではありますが。通常、作業工程については1階、2階については研修室、休憩室等があると考えられるのではないかと考えております。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） そうであれば、作業動線が難しいということにはならないではないですか。2階の休憩室やそういうところで調理をするわけではないではないですか。だから全国の事例を調べれば、調理動線もちゃんと確保できる2階建ての調理室もできる。そして、影澤議員も述べておりましたけれども、狭い敷地の校庭に何とか自校方式を造りたい、造ったほうがいいでしょうとなれば、そのために知恵を出して、実際に全国では造っている事例があるわけです。

調べていないということなので、こちらから申し上げるしかありませんけれども、さいたま市に問い合わせました。そうしましたら、これは直接さいたま市の教育委員会の担当の方からメールで回答をいただきました。

こう書いてあります。さいたま市では平成27年度から全ての市立小学校が自校調理方式として整備されました。しかし、市独自の調理室面積の

基準は設けておりません。限られた敷地での建設となりますので、2階建ての給食室も市内で多く、中学校ではおよそ30校、全校57校、そのうち30校が2階建ての給食室ですと、そう言っているのです。限られた敷地です。狭い敷地だから何とか自校方式でやるために2階建ての給食室も造りましょうと。そうして実際にやっているわけです。市内の小学校の半数以上、8割方はそうやっている。

川崎市でも、さいたま市の事例を参考にし、そして2階建ての調理室を造り始めました。

手元にある資料、これもいただきましたけれども、川崎市に犬蔵中学校という学校があって、建築面積260平米、調理食数700食です。260平米で700食。これを考えれば新しい（仮称）北中、その調理は260平米でできるのではないですか。

それから川崎市ではもう一つ、中野島中学校という学校があります。これは225平米、それで1,000食の調理能力。

つまり米沢市ができないといって出した数字の半分以上で、米沢市の統合中学校のそれぞれの食数を上回る調理をやっている。あなた方ができない、できないというのは、できないための理由として持ち出している数字ではないですか。厨房業者からそういう数字をいただいたと。ではその数字を自分たちで検証してみましたか。本当にそんな数字が必要なのか。必要だと言われたかもしれないけれども、実際の敷地面積は狭いのだから、その面積ではできないということになれば、その中学校で建てられる面積は一体どうなのだという話に進むのは当然ではないですか。2階建てにしても。

それでは逆に聞きますけれども、一中、四中で教育活動に支障を及ぼさない程度の確保できる面積というのは、それぞれ何平米なのですか。550平米は取れない、470平米は取れない、しかしこれだけは取れるという面積は何平米なのですか。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 以前、議会の中で答弁させていただいたと思っておりますが、統合しますと当然生徒数は増えます。敷地面積は限りがございます。教職員も増える。当然ながら保護者の数も増えます。そういった中であって、新たに教室を造らなければいけない学校もある。さらには、スクールバスを運行しますので、スクールバスの待機所、旋回所も必要になる。駐車場もより広い駐車場が必要になる。そういった限られた面積の中で、さらに様々な施設を新たに造らなければいけない状況にある。

そういった中で、教育環境、いわゆる教育活動に支障がないようにするには、面積がどれくらいというお話が今ありましたけれども、給食施設についてはやはり学校内に造るのは不可能という判断をさせていただいたところであります。

申し訳ございません。今、確認が取れましたのでここで答弁させていただきます。

議員御指摘の3月24日付の教育委員会の検討資料の小学校部分のコスト計算ですが、その時点として空欄のものということで間違いはないということでしたので、ここで報告させていただきます。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） そうしましたら、もう計算というか積算した段階で、これはセンターのほうが大きくかさ増しするということが分かったからわざわざ載せなかったということも推測できるわけです。最初から載せなかった。

私が先ほど敷地の件について聞いたのは、そういうスクールバスとか教室を増築しなければならないという条件をいろいろ検討して、その後に、では給食施設として建設できる可能性がある面積というのはそれぞれどのくらいなのかと聞いているのです。

○相田克平議長 森谷教育管理部長。

○森谷幸彦教育管理部長 具体的な数字は持ち合わせておりません。

○相田克平議長 高橋壽議員。

○10番（高橋 壽議員） だからそういうことも検討していないわけですね。例えば550平米は取れないけれども220平米は取れますと、300平米は取れますとなれば、300平米で2階建てにして食数はどれくらい作れるのだろうかという検討をするわけです、普通は。それで、統合中学校になった場合に、その食数を賄えるのか、賄えないのかということを検討するというのが普通ではないですか。全く検討が不十分だと思います。

そして、例えば2階建てがもしできないとしたら、釜回しという作業で調理可能な食数を増やすことができるわけですよ。ハサップに対応している上郷小学校、これは上郷小学校と七中に親子で供給しています。ここは、例えば1個の釜で小学校、それから中学校、2回を1つの釜で調理するとしたら、これを3回にして調理室の調理能力をかき増しするということもできるわけです。そういう工夫もして、狭いところでも食数を増やすこと、調理数を増やすことは十分できるにもかかわらず、そういう検討もしていない。これは、私は問題だと思います。

それで、川崎市の給食担当の方は、2階建てをするに当たって何か基準があるのですかと、面積についてはありませんと。そしてこう言っているわけです。土地の広さの中で必要な器具が入り、人が動ければ、レイアウトは設計者の裁量に任されると、そう言っているわけです。だから、設計者が色々検討して、こちらから提出された面積、その面積で……

○相田克平議長 高橋壽議員に申し上げます。発言時間の制限を超えていますので、質問を終了してください。

○10番（高橋 壽議員） いろいろ工夫して設計するということです。

○相田克平議長 以上で10番高橋壽議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○相田克平議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時28分 散 会